

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 5
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 5.10.27		

領収
※大
判紙

領 収 書

2023年 5月 27日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

領 収 書

2023年 6月 18日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

※書類 市政懇談会 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 関	経理責任者印 関	台帳 No. 6
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 5・10・27		

領 収 書

R5年 7月16日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

領 収 書

R5年 8月19日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

※

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 24
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 印刷代	政務活動費充当金額 85,800 円	精算年月日 2024・4・5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 証

2A No 031705

2024年 / 月 日

関 貴 志 様

¥ 171,600

但し活動報告書印刷代として

御入金種別	現金	<input checked="" type="checkbox"/>
	小切手	<input type="checkbox"/>
	手形	<input type="checkbox"/>
	相殺	<input type="checkbox"/>

内 訳	税抜金額	156,000 円
	消費税額等	15,600 円
		円

北越印刷株式会社

本 社 新潟県長岡市南陽2丁目949-8
電 話 (0258) 23-7711
東京営業所 東京都台東区浅草橋5丁目12-9
電 話 (03) 6452-9973
新潟営業所 新潟市西区北場1087-10
電 話 (025) 379-3035
上越営業所 上越市石橋2丁目9-42
電 話 (025) 545-9707
六日町営業所 南魚沼市六日町479-3
電 話 (025) 788-0891



取扱者

※ 社印なきものは無効とする

上記の金額正に領収致しました
活動報告書 せきんか通信26号
8,000部

85,800円 (1/2) を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

穴あけ注意

答 発災事業体の問題を解決できるのは国しかない。国が不安解消に向けた取組を進めるよう、市町村による原子力安全対策研究会とともに働きかける。

問 市町村研究会の働きかけでは実現手段として弱い。実現する目途は立っているのか。

答 国には、地元理解を得るためにも事業者の運営、組織体制の改革などに前面に立つて取組んで欲しい。市町村研究会などを通じて国に対策を求める。

問 目途に対する答弁はないが、時間が迫ってきたので次に進む。

事前了解権について

問 事前了解権を求めない理由として「立地自治体の理解や30km圏自治体が共通認識でまともになければ、長岡が事前了解権を持つことは難しい」との答弁が繰り返している。

立地自治体は、事前了解権を長岡市や30km圏まで広げることには理解を示してい



ないのか。

答 立地自治体の1つである県は、知事が立地以外の自治体の意向を取りまとめた上で意思表示を行うと発言している。他の立地自治体（新潟市と刈羽村）には確認しておらず、承知していない。

問 県は、長岡や30km圏自治体が事前了解権を獲得することに理解を示していない訳ではないと理解してよいか。

答 県は、事前了解権は駄目と言われたわけてはない。県と市との間では、県が立地以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示

を行うという共通認識がある。

問 「立地自治体の理解が必要」との答弁は、立地自治体が反対しているような意味合いだったと感じるが、相模市と刈羽村の意向は分からず、県は反対していないことが分かった。

30km圏自治体のまともさについて

問 市として30km圏自治体が事前了解権獲得でまともな努力はしたのか。

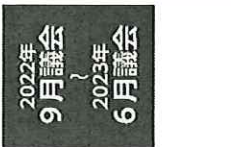
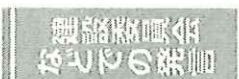
答 30km圏自治体とは、市町村研究会を通じて連携はできている。知事が意向を取りまとめることが各自自治体の共通認識である。

問 30km圏の市町村長で、原発に踏み込んだ公約を掲げているのは長岡市長だけなのだから、市長が事前了解権獲得でまともな努力をする必要がある。

答 県が今後自ら自治体の意向取りまとめの仕組みの中で本市の意思を伝え、知事の判断に反映され

るよう努める。

●その他の質問 子育て支援について



- ・旧機那サコラシ運本線の主屋改修事業について
- ・急傾斜地崩壊防止について
- ・自主防災会について
- ・豪雪時の除雪体制について
- ・職員研修について



など

お知らせ

出前報告
日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

ハックナバー
HPに掲載しておりませんが、ご希望の方にはお配りします。

市政懇談会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館（長岡市信濃2丁目）
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。



関たかし
HPへアクセス
できます。

E-mail
関たかし

発行/関たかし事務所
〒940-0098 長岡市信濃2丁目
TEL.0258-32-0751 FAX.

はじめに

無所属議員が増加

早いもので、本年5月より市議として7期目の任期が始まりました。今後も公約実現に向けて努力致しますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

さて、選挙の際には無所属（政党無所属）として立候補しても、多くの議員は議会内におけるグループである会派（政党や派閥のようなグループ）に所属しますが、今回の選挙で、私のように会派に属さない会派無所属議員が4人から7人に増えました（本原稿執筆時）。会派無所属議員は多年にわたって複数人が存在しており、会派無所属という選択肢は完全に定着したようです。

非民主的な議会

長岡市議会では、議員の委員会所属や議員の執務室などの議会運営については会派の代表者で構成する各

会派代表者会議（各派代）で決定します。会派に属する議員は会派の代表を通して各派代の議論に関与できますが、会派無所属議員は関与できません。市議選において、有権者は会派ではなく候補者個人に投票することから、選ばれた個々の議員は平等に扱われなくてはなりません。町内会やPTAなどの組織では民主的な運営が行われ、重要な問題は全員が参加資格のある総会で決定します。また、状況によっては役員で判断することもあります。役員は総会で選びますので、役員判断には一定の正当性があります。私は24年前から全議員が議会運営に関与できる仕組みづくり（いくつもの仕組みがあります）を求めています。この間、私は会派所属議員の調整で会った委員会への所属となったり、窓や空調のない部屋で執務した時期もありました。

「多様性の共生」や「誰

一人取り残さない社会」が重視される時代ですから、長岡市議会も変わらなくてはなりません。議員一人ひとりを平等に扱えない議会は、市民一人ひとりと平等に向き合えないと考えます。これまでにもお知らせしてきた通り、議会運営以外にも民主主義の観点から長岡市議会にはいくつかの大きな問題があります。故ジャニ二重多川氏による性加害が長年にわたって報道されなかったことについて、報道機関から「男性に対する性加害についての意識が著しく低かった」となどのコメントが出されていますが、議会では後年に「民主主義についての意識が著しく低かった」という評価になると思います。

一般質問要旨



相模刈羽原発の再稼働問題について

問 福島原発事故後、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲が原発から半径約30kmに拡大され、市の大半が重点区域となり、避難計画の策定義務を負うこととなった。原発建設時には絶対安全と説明されていたが、実は危険地帯だったのである。30km圏は原発から5km圏の即時避難区域（PAN：以下5km圏）と、5~30km圏の避難準備区域（UPZ：以下30km圏）に区分され、福島事故に当てはめれば、5km圏住民は原発の爆発前に避難し、30km圏住民は爆発後に避難することになる。

せきたか通信 26号 (2023年度)

長岡市議会議員 関たかし 活動報告

持続可能な社会の実現 ~ 広げよう長岡から ~
重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革



国は審査に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示していない。

東京電力は、立地自治体(新潟県・相模市・刈羽村)の事前了解を得た上で相模刈羽原発の6・7号機を再稼働する方針であり、長岡市には了解を求めない。

知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと明言している。県民の信を問うことは、住民投票が知事選挙と考えられるが、最近では県議会の同意も選択肢であるとの見解が示されている。また、知事の判断に当たっては、相模市と刈羽村以外の県内市町村の意向を県が取りまとめるとしているが、長岡や30市町村自治体の意向が十分に反映されるのか、各市長の賛否が分かれた場合に知事はどのように判断するのかわからない。

市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と公約した。不安が解消されるまで再稼働できず仕舞いを繰り返す義務があるが、市は再稼働を止める権限である。事前に権限を有していながら、求めてもいない。

相模刈羽原発には他の原発と異なる特殊性が2つある。1つは、7基もの原子炉が集中立地しており、リスクが高いこと。もう1つは、電力事業者である電電の適格性が問われていることだ。したがって、相模刈羽原発の再稼働には他の原発よりも慎重な判断が求められる。

【優先避難について】

5 市議会議員は放射性物質の放出前に避難し、30市町村住民は自宅を屋内避難する。この理由の1つが、5 市議会議員の優先避難であることについて議論を続けてきた。市は「屋内避難は5 市議会議員の優先避難のためではない」との考えだが、私が6 市議会議員の避難計画の策定経緯や県の検証委員会での議定整理を示して区隔したところ、「内容を認識する」との答

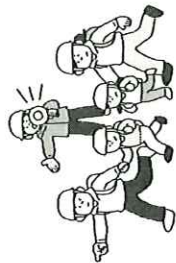
弁があった。確認した上で認識を問う。

国・県の資料を調査し、30市町村住民の屋内避難には、5 市町村住民の避難を優先させる側面があると認識した。

5 市町村住民の優先避難については、多くの専門家も指摘し、他の自治体でもその認識が示されているなかで、市が認識するまでに1年を要したのは残念だ。同じ認識を持っていた議論も行っていく。

【事前了解について】

事前了解は、再稼働する際には市の了解を得ることの条文が入った協定を、市と東電で締結することによって獲得する。6 市議会議員で「事前了解を求めて得られるのか」という問題もある。了解を求めるとは現実的ではない」との市長答弁があった。市長公約(「返函は県庁第一の都府県を示して区隔したところ」「内容を認識する」との答



や市の意向は大変重く」とも答弁してきたことから、事前了解を求める必要がある。私が所属するUPN 議員研究会による意向調査では、30市町村住民の8割が事前了解を必要と回答している。市長が求めれば住民は支持する。求めなければ実現しないので、まず求める必要がある。

知事は再稼働に対する立地以外の自治体の事前了解については、県が取りまとめ、意思表示を行うと発言している。昨年5月には市長が自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを強く求め、知事から「要項は十分に理解した。取りまとめ方法は市町村と相談する」と回答があ

り、しつかり受け止めてもらった。県が示す取りまとめ方法を協議した上で本市の意思をしつかり示し、知事の判断に反映される仕組みが現実性、意思の実現性の観点から最適な方法である。

適定できる答弁ではないが、次の質問と関連するので、次に進む。

【知事との関係性について】

「市の考えはしつかり知事に示す」ともしくは「主張すべきはしつかり主張する」との答弁が続いている。知事に示し、主張すれば良いのではなく、市の意向が反映される必要がある。

市長と知事の関係性や、本市と県の関係性から、意思疎通、信頼関係は十分築かれている。市の考えをしつかり伝え、市の意向が反映されるよう努める。

区隔することの重要性が表明されたら受け止める。

【積極的・主体的対応について】

市は取りまとめ方法が示されるまで待つ姿勢であるが、積極的かつ主体的に、長岡が反対したら知事も反対という取り決めを知事に求めるべきだ。

いずれ、知事が意向取りまとめ方法を時期を明らかにすると思われる。今後、市民や議会の意向を踏まえ、市として意思表示する時には知事にしつかりと訴える。

公約の達成に不安を感じる。



コロナは局面が変わりました。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【児童・生徒のマスク着用について】

国は、児童・生徒が屋外で人との距離が2メートル確保できる場合や、会議を控えている場合はマスク着用が不要ななどの指針を作成した。私は、小・中学生が理解し、実行することは難しいと心配したが、市教育委員会から、屋外であればマスクは取ってもよく、なおかつ教師が率先して実践するようとの通知が各学校に出された。大変な決断である。しかし、依然多くの児童・生徒が屋外でマスクを着用しているため徹底する必要がある。

登下校や運動を伴う活動場面など、マスクを外すことができる場面での指導の徹底について、全市立学校に通知した。これは、熱中症予防とともに、コロナ感染症が収束した後

にもマスクを外せない児童・生徒が出てくることを危惧した対応でもある。しかし、現場での不徹底が散見されるので、着用を希望する児童・生徒の意向を尊重しながらも、様々な機会を捉えて、働きかけを継続して行うよう指導する。

【ワクチンについて】

ファイザーやモデルナのmRNAワクチンは従来とは仕組みが違い、人類史上初めて使用されるものであり、長期的安全性が検証されていないことから、正式ではなく緊急承認のワクチンである。ワクチンのメリットやデメリットを個人がしつかり考えて接種を判断する必要がある。

ところが、ワクチン接種者の感染率が上がる統計処理が行われ、判断の基礎となる国の統計上の信頼性が揺らいでいる。

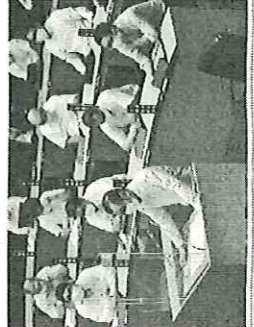
また、8月に愛知県知事が、死者・重症者数の定義などの見直しを国に要請し

た。事故や他の疾患が死因でも、コロナに感染していれば死者数や重症者に計上しているが、愛知県によると、第7波において県内で感染が原因で死亡した人はおらず、重症者は、他の病気が原因で重症な状態となっている人がほとんどであるとのことだ。感染力は弱いが強毒な従来株から、感染力は強いが弱毒の株に突変したことで、第8波以降は死者数が現実と乖離する問題があるようだ。

さらに、オミクロンBA.5 ワクチンは、感染予防や発症予防効果は限定的と判断され、ワクチン効果の持続性も数か月とされるなど、第8波以降は状況が変わった。

最新情報を知ったうえで、市民からワクチン接種を判断していただきたい。分かりやすい情報を発信している自治体も参考に、状況を正確に把握して市民に発信すべきだ。

本人が納得した上でワクチン接種が基本

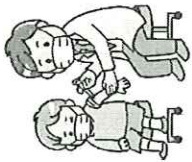


なので、効果などのメリットと副反応などのデメリットを比較できる情報提供が重要である。メリットとデメリットに関する評価は専門的なため、国が発信する情報に加え、学会などの専門家等が公表している情報も参考にしながら、市民への情報提供に取り組みできた。今後、分かりやすい情報発信に努める。

小児接種の 努力義務について

問 5歳から1歳のつちん接種が努力義務となったが、子どもについては慎重な判断を求める世論も強く、子どもへの接種券を一律に送付しない(希望者へ送付する)自治体も数多く上っている。保護者が希望した場合は速やかな接種が必要だが、接種圧力とならない配慮が必要だ。

答 小児への接種は、自ら接種の判断をすることが難しいため、大人以上に慎重な対応が必要である。本人や保護者が圧力を感じないように、様々な手段を用いて周知する。



2022年
12月議会

相模川原発の 再稼働問題について

(避難計画と事前了解権の 関連について)

問 原発事故時には、より早く、より安全な地域に避難したいと誰もが考えるが、5㎏圏住民の優先

避難に協力して屋内退避する長岡市民も納得した上で再稼働する必要がある。

答 被曝リスクの低い5㎏圏は真実な影響を回避、最小化するため即時避難、早急化するため即時避難を行う。30㎏圏は、放射性プルームによる内部被曝などの屋外での被曝リスクを低く抑えるため屋内退避を行う。

問 市民の納得が必要であることへの見解を求めている。

答 市民の納得ということであるが、屋内退避は5㎏圏住民の避難を優先する側面を有しているけれども、国の指針による合理的な防護措置であり、市民の生命、身体や財産を原子力災害から保護することを理解いただきたい。

問 5㎏圏住民に配慮しなければ、30㎏圏住民は真つ先に(5㎏圏住民と同時に)避難したほうが、より早く遠方に達するので被曝リスクは低くなる。長岡市民の納得なしに再稼働して事故が起きた場合、早

く避難したり家持ちを抑えて屋内退避して頂くのは難しい。「長岡市民も再稼働に賛成したのだから、避難計画に従おう」という動機付けがなければ県全体の避難計画が機能しないのではないかと。

答 屋内退避は30㎏圏住民の被曝リスクに対する合理的な行動であることへの理解が進むよう努める。

問 5㎏圏住民の優先避難への協力との共通認識は持たせたが、その先は認識が違つて改めて議論する。

事前了解権に関する 市長答弁について

問 6月議会でも「事前了解権の要・不要について、事前了解権を求めることが現実的なのか、それは求めて得られるのか」という問題もある」との市長答弁があった。東海第二原発の30㎏圏自治体は事前了解権の協定を事業者と結び、島根原発においても、30㎏圏自治体が事前了解権に準

じた仕組みを構築した。事例があるにもかかわらず「求めて得られるのか」と答弁した理由は何か。

答 再稼働の事前了解権は、立地自治体と取電が締結している安全協定にも明記されていないので、まずは立地協定への明記が先と考える。また、30㎏圏の各自治体は事前了解権を求めることに実現性があるとは考えていない。

問 立地自治体は実質的に事前了解権を持つているので、協定に明記する動機は弱い。また、市民の安心・安全にかかわる事であるから、立地協定になくとも必要であれば市として求めなくてはならない。「県民の信頼を一心から築く」と表明している実績が、30㎏圏人口の6割を占める県下第2の都市である長岡の要求を簡単に断るとの見込みなのか。

答 立地自治体は再稼働に際して事実上の事前了解を行うが、協定には明記されていない。

東電は立地自治体との関係性を重視しており、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることもあり、難しいと思われる。

問 大変心配になる答弁だが、時間がないので次に進む。

市長は事前了解権を求めない理由として「知事は、再稼働の是非を県民に信を問う方法として選挙がある」とも言っているが、長岡市民はそこで意思表示すればいい」とも答弁した。知事は信の問い方として、選挙、住民投票、県議会の同意という3つの選択肢を示しているが、選挙が行われる保証があるのか。

答 知事は、再稼働に対する県民の意思確認の方法を決めていないが、県議会の判断や住民投票を例示しつつ、知事選挙も一つの形と発言している。

問 選挙が行われる保証がない中で、「市民は選挙で意思表示」と答弁した意図は何か。

答 信を問うということである。その中には選挙もあるということだ。

問 選挙が来まつていない状況での「市民は選挙で意思表示」との発言は、いかなるものか。

知事選になった場合、長岡では知事への反対票が多かつたが、全県では知事が当選することもあり得る。知事選や住民投票が行われたとしても、市民の意思が反映される保障はない。

答 選挙が行われた場合という仮定の質問には答えられない。知事が自治体の意向を取りまとめる際に、市の思いをしっかりと届ける。

問 納得できる答弁でない。

(市長公約との 整合性について)

問 「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」との公約は、「市民の不安が解消されない場合は再稼働を止める」との意味であること

議会の場で確認済みである。現在の市の考え方は、市長公約と不整合ではないか。

答 市の意思を実現するためには、知事が判断する前の自治体の意向取りまとめにおいて市の思いを届けなければならない。

問 市の思いを知事に届けるという公約ではない。

答 公約は、市の基本姿勢として市民の不安がある限り再稼働すべきでないというものであり、市の意思を実現する手段は、市の意思を知事の判断に反映



させることが実現性の観点から最優先だ。

問 大変不安になる答弁だ。

(先進自治体から 学ぶ点について)

問 島根原発の30㎏圏自治体である出雲・雲南、区来の3市は中国電力に事前了解権を求めたが、私は出雲市と雲南市を視察してきた。出雲・雲南両市の議会は、再稼働賛成派も反対派も含めて事前了解権の獲得を支持しており、再稼働の是非と事前了解権の有無を区別して議論している。島根県が原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、知事は3市の考えをよく理解し、誠意を持って対応することを誓いを締結し、事前了解権に準じた仕組みも作られていた。出雲市も雲南市も、専門家による原子力安全顧問会議を設置している。また、公募市民、商工団体、医療関係者、福祉団体、学校関係者などによる市民参加の原



発環境安全対策協議会も設置して、市の原発政策にその意見を反映している。長岡も同様に、専門家会議や市民会議を設置すべきだ。

答 原発の仕組みや放射線の影響、地震などの高度な専門分野は国や県が担当すべきである。原発地域の実情はそれぞれで、新潟県の3つの検証委員会の取組は他地域では見られないほど厳しい検証である。市としては、国の追加検査や県の検証などを理解し、適切に判断する。

市民会議については、議会とも相談し、また議員の提案や他自治体の事例も参考に、再稼働議論する材料がそろつたタイミングで適切な方法を検討する。

3 2023年 3月議会

【相崎羽羽原案の 再稼働問題について】

（避難計画について）

問 放射性物質の放出が懸念される事態となった場合、5 ㎞圏住民は放出前に糸魚川市や村上市などに避難するが、30 ㎞圏住民は屋内退避で自守等に留まる。屋内退避では一定の被曝が想定されることから、避難計画上は5 ㎞圏住民のほうに安全と言える。

5 ㎞圏住民を抱える相崎市と刈羽村は事実上の事前了解権を有しているが、リスクの大きい住民を抱える長岡には事前了解権がなく、リスクと権限のバランスが取れていない。

答 被曝リスクの高い5 ㎞圏住民は即時避難を、30 ㎞圏住民は屋外での



長岡にも再稼働を止めることができない権限が必要です。

被曝リスクを低く抑えるために屋内退避を行うことが合理的な防護措置である。

問 5 ㎞圏住民よりも30 ㎞圏の住民のほうが被曝リスクを負う計画であると認識しているのか。

答 被曝リスクは、原発からの距離に応じて異なること認識している。

問 放射性物質の放出時には、5 ㎞圏住民よりも30 ㎞圏住民が原発に近い距離に留まっているのだからリスクは30 ㎞圏住民のほうが大きいとの認識か。

答 屋内退避は30 ㎞圏住民の被曝リスクと移動

に伴うリスクの両面に対する有効かつ合理的な防護措置である。

問 答えになっていない。

5 ㎞圏住民が避難を開始した場合、多くの長岡市民が放出前にできるだけ遠方に避難したいと考える市民感情を理解しているのか。

答 市民の心配は理解できるが、行動については、まずは屋内退避を周知する。

問 時間が経過したもので、この件については改めて議論する。

（長岡市に事前了解権が 不要な理由について）

問 市は、再稼働に対する市の判断が反映される事前了解権を不要とした。その理由を、立地協定への事前了解権の明記が先と答弁したが、市民にとって必要か不要かを最優先に考えるべきだ。なぜ立地協定への明記が先なのか。

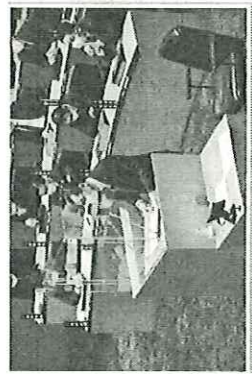
答 事前了解権はここに明文化されていない。また、市が単独で事前了解

権を得ることは現実的ではなく、少なくとも立地自治体の理解や30 ㎞圏自治体がまともなければ難しい。

問 立地協定に明記された後でしか長岡市が事前了解権を求められない理由について聞いている。

答 事業者は、まずは立地協定に明記され、その上でほかの都市との協定も考えらると思う。事業者はもちろん、関係自治体の理解も不可欠である。

問 納得できる答弁ではないが、同じような観点からの質問が続くので、次に進む。



（東電の姿勢について）

問 昨年「立地自治体との関係を重視する東電が、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、なかなか難しいと思われる」との、東電に過度に気を遣うツクリする答弁があった。市が「東電は再稼働のハードルを上げない」と既に考えていることは問題だ。東電が示すべき姿勢は、再稼働のハードルを上げないことではなく、どんなハードルも超えてみせるという強い意志ではないのか。

答 再稼働においては、国のエネルギー基本計画において、事業者自らが立地地域との信頼関係の構築に向けて立地自治体や関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされており、東電もこれに基づいた取組をしている。

問 事業者が関係者の理解と協力を得るならば、県第2の都市で30 ㎞

圏人口の6割を占める長岡が事前了解権を求めれば、東電は「再稼働のハードルが上がるので難しい」と言えないはずだ。

答 立地自治体の理解と協力が得られなければ進まないはずだ。

問 市は、東電が再稼働のハードルを上げないと考えているが、そのような東電でも原発を運用する適格性がない。

答 原発での相次ぐトラブルは、事業者の安全文化と適格性を損なう重大問題であり、市民の信頼は到底得られない。

（立地自治体の 意向について）

問 「立地自治体の理解がなければ当市が事前了解権を持つことは難しい」との答弁があったが、立地自治体は事前了解権を自分達の特権と考えているのか。

答 他の自治体の考えは分からないため、答えられない。

問 事前了解権を質問すると、立地自治体の理解が必要と何度も答弁したのに、この期に及んで理解しているかわからないという答弁は承服しかねるので、引き続き議論を続けたい。

（主体的取り組みについて）

問 事前了解権について、「東電が受け入れないであろう」「立地自治体が理解を示さない」といった答弁が続いているが、市長が選挙で公約した以上、付戻すべきは市民であつて、東電や立地自治体ではない。市民を中心にした原発政策を考えるべきだ。

答 今後、市民の安全・安心を守るために、国・県・東電に徹底した安全対策を求める。

問 安全・安心のために事前了解権を求めるのであれば納得するのだが、その手前でも答弁が止まる。

市は「知事の判断に市の意見を反映することが実現

性の高い方法」と述べてきたが、知事による意向取りまとめ方法を早期に示すよう要請しても今年経った現在も示されず、実現性が高いのか疑問だ。東電との直接交渉が必要な時期になった。

答 市長と知事、本市と県の関係性から、信頼関係は十分であり、市の意思が知事の判断に反映されるよう努める。

問 再稼働の是非も含めて、知事が市の意向を重く受け止めるのか、大変不安だ。県に要請して待つだけではなく、他の方法を模索すべきだ。

答 これまでの方法が最善である。



市長が反対すれば、知事も反対するの？

4 2023年 6月議会

【相崎羽羽原案の 再稼働問題について】

（東電について） 市長発言について）

問 市は、国・県・事業者に対して必要なことはしっかりと求めると表明してきたが、事前了解権の議論になると「立地自治体の理解が必要」「立地協定にも定めがない」との答弁が続いている。先般の記者会見で、市長は「東電以外の発電体制や仕組みを考えたほうがよい」と発言し、今議会においては、県中立地解消のための相崎羽羽原案1〜5号機の廃炉にも言及したが、これらは相崎市長が既に示している見解だ。立地自治体以上のことは求めない・発言しない方針なのか。

答 市長発言は、立地自治体云々ではなく、東電に対する市民の不信任の高まりを代弁したものだ。

問 立地自治体以上のことを求めない方針ではないと暗に答弁したと解釈する。

（市長発言の 裏面方法について）

問 東電以外の発電体制や廃炉についての踏み込んだ発言は市民感情を踏まえたものと考えているが、事前了解権を持たず、求められない状況で、このように実現するのか。

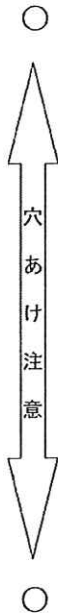


政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 25
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 印刷代	政務活動費充当金額 29,150 円	精算年月日 2024.4.5		

領収書等貼付欄

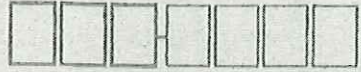
※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



領 収 証						
関 貴 志 様						
領収金額						円
		4	5	8	3	0
上記金額	に含まれる消費税等					円
	の内 相殺される額					円
区分(0印が該当)	現金	小切手	手形			振込
摘要						
						封筒 5,000 枚
上記金額正に領収致しました 厚く御礼申し上げます						
令和 5 年 12 月 28 日						
有限会社 大林印刷 登録番号：T8-1100-0202-7106 〒940-1164 新潟県長岡市南陽2丁目951番地9 TEL 0258-23-3571 FAX 0258-23-3570						

29,150円 (1/2) を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。



＼家族構成の変化や誤字・脱字があった場合はお手数でもお知らせ下さい。／

持続可能な社会の実現
—広げよう長岡から—

長岡市議会議員

関たかし 事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目

事務所TEL&FAX

E-mail:

<http://www.mynet.ne.jp/~sekitaka/>



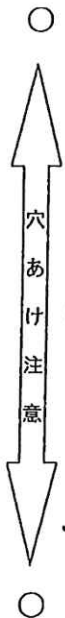
「関貴志」で検索
できます。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 26
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 26,544 円	精算年月日 2024. 4 . 5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



領収書
関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084	25.5g 115通	¥9,660
小計		¥9,660
郵便物引受合計通数	115通	
課税計(10%)	¥9,660	
(内消費税等(10%))	¥878	
非課税計	¥0	
合計	¥9,660	
お預り金額	¥10,000	
おつり	¥340	

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月23日 16:46
発行No. 240123A3822 端N40箱01
連絡先: 枳尾郵便局
TEL:0570-943-053

4,830円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084	25.5g 517通	¥43,428
小計		¥43,428
郵便物引受合計通数	517通	
課税計(10%)	¥43,428	
(内消費税等(10%))	¥3,948	
非課税計	¥0	
合計	¥43,428	
お預り金額	¥43,450	
おつり	¥22	

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月25日 16:22
発行No. 240125A1750 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL:0570-943-512

21,714円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

答 発電事業者の問題を解決できるのは国しかない。国が不安解消に向けた取組を進めるよう、市町村による原子力安全対策研究会とともに働きかける。

問 市町村研究会の働きかけでは実現手段として弱い。実現する目途は立っているのか。

答 国には、地元理解を得るためにも事業者の運営、組織体制の改革などに前面に立って取組んで欲しい。市町村研究会などを通じて国に対策を求める。

問 目途に対する答弁はないが、時間が迫ってきたので次に進む。

事前了解権について

問 事前了解権を求めない理由として「立地自治体の理解や30区自治体が共通認識でまとまらなければ、長岡が事前了解権を持つことは難しい」との答弁が続いている。

立地自治体は、事前了解権を長岡市や30区自治体まで広げることには理解を示してい



ないのか。

答 立地自治体の1つである県は、知事が立地以外の自治体の意向を取りまとめた上で意思表示を行うと発言している。他の立地自治体(相模市と刈羽村)には確認しておらず、承知していない。

問 県は、長岡や30区自治体が事前了解権を獲得することに理解を示していない訳ではないと理解してよいか。

答 県は、事前了解権は駄目と言われたわけではなく、県と市との間では、県が立地以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示

を行うという共通認識がある。

問 「立地自治体の理解が必要」との答弁は、立地自治体が反対しているような意味合いだったと感じるが、相模市と刈羽村の意向は分からず、県は反対していないことが分かった。

30区自治体のまとめについて

問 市として30区自治体が事前了解権獲得でまとめる努力はしたのか。

答 30区自治体とは、市町村研究会を通じて連携はできている。知事が意向を取りまとめることが各自治体の共通認識である。

問 30区自治体の市町村長と原発に踏み込んだ公約を掲げているのは長岡市長だけなのだから、市長が事前了解権獲得でまとめる努力をする必要がある。

答 県が今後示す自治体の意向取りまとめの仕組みの中で本市の意思を伝え、知事の判断に反映され

るよう努める。

●その他の質問 「子育て支援について」



- ・旧機那千ころん潭本郷の主産改修事業について
- ・危険なぐん停について
- ・自主防災会について
- ・豪雨時の除雪体制について
- ・職員研修について



お知らせ

出版報告
日時を調整して頂ければ、乗取に対応します。

バックナンバー
HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

市政協議会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

発行/関たかし事務所
〒940-0098 長岡市信濃2丁目
TEL.0258-32-0751 FAX
E-mail: 関たかし@sekitaka.net
http://www.sekitaka.net
(同会室で発行できます)



長岡市議会議員 関たかし 《活動報告》

せきたか通信 26号

(2023年度)

持続可能な社会の実現 ~ 広げよう長岡から ~
重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、政治改革

はじめに

無所属議員が増加

早いもので、本年5月より市議として7期目の任期が始まりました。今後も公約実現に向けて努力致しますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

さて、選挙の際には無所属(政党無所属)として立候補しても、多くの議員は議会内におけるグループである会派(政党や派閥のようなグループ)に所属しますが、今回の選挙で、私のように会派に属さない会派無所属議員が4人から7人に増えました(本原稿執筆時、会派無所属議員は多年にわたって複数人が存在しており、会派無所属という選択肢は完全に定着したようです。

非民主的な議会

長岡市議会では、議員の委員会所属や議員の執務室などの議会運営については会派の代表者で構成する各

会派代表者会議(各派代)で決定します。会派に属する議員は会派の代表を通して各派代の議論に関与できますが、会派無所属議員は関与できません。市議選において、有権者は会派ではなく候補者個人に投票することから、選ばれた個々の議員は平等に扱われなくてはなりません。町内会やPTAなどの組織では民主的な運営が行われ、重要な問題は全員が参加資格のある総会で決定します。また、状況によっては役員で判断することもありますが、役員は総会で選びますので、役員判断には一定の正当性があります。私は24年前から全議員が議会運営に関与できる仕組みづくり(いくつかの仕組みがあります)を求めています。いまに実現していません。この

一人取り残さない社会」が重視される時代ですから、長岡市議会も変わらなくてはなりません。議員一人ひとりを平等に扱えない議会は、市民一人ひとりと平等に向き合えないと考えます。

これまでにもお知らせしてきた通り、議会運営以外にも民主主義の観点から長岡市議会にはいくつかの大きな問題があります。故ジャニ二喜多川氏による性加害が長年にわたって報道されなかったことについて、報道機関から「男性に対する性加害についての意識が著しく低かった」などのコメントが出されていますが、議会では後年に「民主主義についての意識が著しく低かった」という評価になると思います。

一般質問 要旨

1 2022年9月議会

「相模刈羽原発の再稼働問題について」

問 福島原発事故後、原力子災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲が原発から半径約30kmに拡大され、市の大半が重点区域となり、避難計画の策定義務を負うこととなった。原発建設時には絶対安全と説明されていたが、実は危険地帯だったのである。30区は原発から5区以下の避難難区域(PAZ)と、5~30区間の避難準備区域(PNZ)に区分され、福島事故に当てはめれば、5区住民は原発の爆発前に避難し、30区住民は爆発後に避難することになる。

国は密着に適合した原案は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元は範囲を示していない。

東京電力は、立地自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)の事前了解を得た上で柏崎刈羽原発の6、7号機を再稼働する方針であり、長岡市には了解を求めない。

知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと明言している。県民の信を問うとは、住民投票が知事選挙と考えられるが、最近では県議会の同意も選択肢であるとの見解が示されている。また、知事の判断に当たっては、柏崎市と刈羽村以外の県内市町村の意向を原取りまとめとして、長岡や30市町村自治体の意向が十分に反映されるのか、各市長の賛否が分かれた場合に知事はどのように判断するのかが不明だ。

市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と公約した。不安が解消されるまで再稼働できない仕組みを構

築する義務があるが、市は再稼働を止める権限である。事前了解権を有していないし、求めてもいない。

柏崎刈羽原発には他の原発と異なる特殊性が2つある。1つは、7基もの原子炉が其中立地しており、リスクが高いこと。もう一つは、電力事業者である東電の適格性が問われていることだ。したがって、柏崎刈羽原発の再稼働には他の原発よりも慎重な判断が求められる。

優先避難について

5市町村住民は放射性物質の放出前に避難し、30市町村住民は自宅を屋内避難する。この理由の1つが、5市町村住民の優先避難であることについて議論を続けてきた。市は「屋内避難は5市町村住民の優先避難のためではない」との考えだが、私が6月議会や、国の避難計画の策定経緯や県の検証委員会での議定経緯を示して区議したところ「円滑を確保する」との答

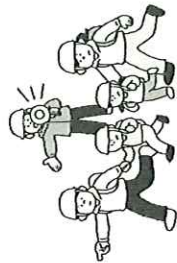
弁があった。確認した上で認識を問う。

国・県の資料を調査し、30市町村住民の屋内避難には、5市町村住民の避難を優先させる側面があると認識した。

5市町村住民の優先避難については、多くの専門家も指摘し、他の自治体でもその認識が示されているなかで、市が認識するまでに1年を要したのは残念だ。同じ認識を持っていた議論も行っている。

事前了解権について

事前了解権は、再稼働する際には市の了解を得るとの条文が入った協定を、市と東電で締結することによって獲得する。6月議会でも「事前了解権を求めて得られるのか」という問題もあるので、了解権を求めるとは現実的ではない」との市長答弁があった。市長公約や「長岡は県庁第2の都市で、30市町村人口の6割を占めており、その市民の声



や市の意見は大変重くとも答弁してきたことから、事前了解権を求める必要がある。私が所属するU-P-N議員研究会による意向調査では、30市町村住民の8割が事前了解権を必要と回答しているため、市長が求めれば住民は支持する。求めなければ実現しないので、まず求める必要がある。

知事は再稼働に対する立地以外の自治体の事前了解については、県が取りまとめ、意思表示を行うと発言している。昨年5月には市長が自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを強く求め、知事から「要望は十分に理解した。取りまとめ方法は市町村と相談する」と回答があ

り、しつかり受け止めてもらった。県が示す取りまとめ方法を協議した上で本市の意思をしつかり示し、知事の判断に反映される仕組みが現実性、意思の表現性の観点から最適な方法である。

選定できる答弁ではないが、次の質問と関連するので、次に進む。

知事との関係性について

「市の考えはしつかり知事に示す」もしくは「主張すべきはしつかり主張する」との答弁が続いている。知事に示し、主張すれば良いのではなく、市の意思が反映される必要がある。

市長と知事の関係性や、本市と県の関係性から、意思疎通、信頼関係は十分築かれている。市の考えをしつかり伝え、市の意思が反映されるよう努める。

反映することの重要性が表明されたを受け止める。

積極的・主体的対応について

市は取りまとめ方法が示されるまで待った姿勢であるが、積極的かつ主体的に、長岡が反応したら知事も反応という取り決めを知事に求めるべきだ。

いずれ、知事が意向を取りまとめ方法や時期を明らかにすると思われる。今後、市民や議会の意向を踏まえ、市として意思表示する時には知事にしつかりと訴える。

公約の達成に不安を覚える。



コロナは局面が変わりました。

新型コロナウイルス感染症対策について

児童・生徒のマスク着用について

国は、児童・生徒が屋外で人との距離が2メートル確保できる場合や、会話をほぼ行わない場合はマスク着用が必要ないとの指針を作成した。私は、小・中学生が理解し、実行することは難しいと心配したが、市教育委員会から、屋外であればマスクは取ってもよく、なおかつ教師が率先して実践するようにとの通知が各学校に出された。大変な意欲である。しかし、依然多くの児童・生徒が屋外でマスクを着用しているため徹底する必要がある。

登下校や運動を伴う活動場面など、マスクを外すことができる場面での指導の徹底について、全市立学校に通知した。これは、熱中症予防とともに、コロナ感染症が収束した後

にもマスクを外せない児童・生徒が出てくることを信じた対応でもある。しかし、現場での不徹底が散見されるので、着用を希望する児童・生徒の意向を尊重しながらも、様々な機会を捉えて、働きかけを継続して行うよう指導する。

ワクチンについて

ファイザーやモデルナのmRNAワクチンは従来とは仕組みが違い、人類史上初めて使用されるものであり、最期の安全性が検証されていないことから、正式ではなく緊急承認のワクチンである。ワクチンのメリットやデメリットを個人がしつかり考え、接種を判断する必要がある。

ところが、ワクチン未接種者の感染率が高くなる統計処理が行われ、判断の基準となる国の統計士の信頼性が揺らいでいる。

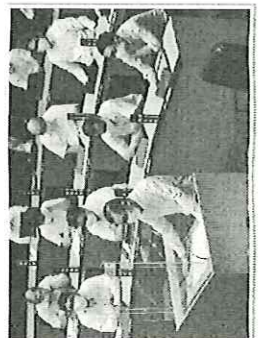
また、8月に愛知県知事が、死者・重症者数の定義などの見直しを国に要請し

た。事故や他の疾患が死亡でも、コロナに感染していれば死者数や重症者に計上しているが、愛知県によると、第7波において県内で感染が原因で死亡した人はおらず、重症者は、他の病気が原因で重症化状態となっている人がほとんどであるとのことだ。感染力は弱いが強毒な従来株から、感染力は強いが弱毒の株に変異したことで、第6波以降は死者数が現実と乖離する問題があるようだ。

さらにオミクロンBA.1ワクチンは、感染予防や発症予防効果は限定的と判断され、ワクチン効果の持続性も数か月と書かれているなど、第6波以降は状況が変わった。

最新情報を知ったうえで、市民からワクチン接種を判断していただきたい。分かりやすい情報を発信している自治体も参考にし、状況を正確に把握して市民に発信すべきだ。

本人が納得した上でワクチン接種が基本



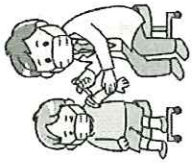
なので、効果などのメリットと副反応などのデメリットを比較できる情報提供が重要である。メリットとデメリットに関する評価は専門的なため、国が発信する情報に加え、学会などの専門家等が公表している情報も参考にしながら、市民への情報提供に取り組んできた。今後も、分かりやすい情報発信に努める。



小児接種の 努力義務について

問 5歳から1歳までのワクチン接種が努力義務となつたが、子どもについては慎重な判断を求める世論も強く、子どもへの接種券を一律に送付しない(希望者へ送付する)自治体も数多く上っている。保護者が希望した場合は速やかな接種が必要だが、接種圧力とならない配慮が必要だ。

答 小児への接種は、自ら接種の判断をすることが難しいため、大人以上に慎重な対応が必要である。本人や保護者が圧力を感じないように、様々な手段を用いて周知する。



長岡は原発の地です。長岡市民は、原発事故が起きてすぐには避難できず、屋内退避(自宅待機)です。

2022年 12月議会

【相崎川羽原発の 再稼働問題について】

【避難計画と事前了解権 の関連について】

問 原発事故時には、より早く、より安全な地域に避難したいと誰もが考えるが、5㎞圏住民の優先

避難に協力して屋内退避する長岡市民も納得した上で再稼働する必要がある。

答 被曝リスクの高い5㎞圏は重篤な影響を回避・最小化するため即避難を行う。30㎞圏は、放射性アルファによる内部被曝などの屋外での被曝リスクを低く抑えるため屋内退避を行う。

問 市民の納得が必要であることへの見解を求めている。

答 市民の納得ということであるが、屋内退避は5㎞圏住民の避難を優先する側面を有しているけれども、国の指針による合理的な防護措置であり、市民の生命、身体や財産を原子力災害から保護することを理解いただきたい。

問 5㎞圏住民に配慮しなければ、30㎞圏住民は真つ先に(5㎞圏住民と同時に)避難したほうが、より早く遠方に運送するので被曝リスクは低くなる。長岡市民の納得なしに再稼働して事故が起きた場合、早

く避難したり気持ちを抑えて屋内退避して頂くのは難しい。長岡市民も再稼働に賛成したのだから、避難計画に従おう」という動機付けがなければ真全体の避難計画が機能しないのではないかと。

答 屋内退避は30㎞圏住民の被曝リスクに対する合理的な行動であることへの理解が進むよう努める。

問 5㎞圏住民の優先避難への協力との共通認識は持たせたが、その先は認識が違つて改めて議論する。

【事前了解権に関する 市長答弁について】

問 6月議会で「事前了解権の要・不要について、事前了解権を求めることが現実的なのか、それは求めて得られるのか」との問題もある」との市長答弁があった。東海第二原発の30㎞圏自治体は事前了解権付の協定を事業者と結び、島根原発においても、30㎞圏自治体が事前了解権に準

じた仕組みを構築した。事例があるにもかかわらず「求めて得られるのか」と答弁した理由は何か。

答 再稼働の事前了解権は、立地自治体と東電が締結している安全協定にも明記されていないので、まずは立地協定への明記が先と考える。また、30㎞圏の各自治体は事前了解権を求めることに実現性があるとは考えていない。

問 立地自治体は実質的に事前了解権を持つているので、協定に明記する動機は弱い。また、市民の安心・安全にかかわる事であるから、立地協定に求めなくてもはならない。「市民の信頼を一から築く」と表明している東電が、30㎞圏人口の6割を占める県下第2の都市である長岡の要求を断然断るとの見込みなのか。

答 立地自治体は再稼働に際して事実上の事前了解権を行うが、協定には明記されていない。

東電は立地自治体との関係性を重視しており、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、難しいと思われる。

問 大変心配になる答弁だが、時間がないので次に進む。

市長は事前了解権を求めない理由として「知事は、再稼働の是非を県民に信を問う方法として選挙があるとも言っているの、長岡市民はそこで意思表示すればいい」と答弁した。知事は信の問い方として、選挙、住民投票、県議会の同意という3つの選択肢を示しているが、選挙が行われる確認があるのか。

答 知事は、再稼働に対する県民の意思確認の方法を決めていないが、県議会の判断や住民投票を例示しつつ、知事選挙も一つの形と発言している。

問 選挙が行われる確認がない中で、「市民は選挙で意思表示」と答弁した意図は何か。

答 信を問うということである。中には選挙もあるということだ。

問 選挙が決まっていないう状況での「市民は選挙で意思表示」との発言は、いかがなものか。

答 知事選になった場合、長岡では知事への反対票が多かつたが、全県では知事が当選することも有り得る。知事選や住民投票が行われたとしても、市民の意思が反映される保障はない。

問 選挙が行われた場合という仮定の質問には答えられない。知事が自治体の意向を取りまとめる際に、市の意思をしつかり届ける。

問 納得できる答弁でない。

【市長公約との 整合性について】

問 「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」との公約は、「市民の不安が解消されない場合は再稼働を止める」との意味であるが、

議会場で確認済みである。現在の市の考え方は、市長公約と不整合ではないか。

答 市の意思を実現するためには、知事が判断する前の自治体の意向取りまとめにおいて市の思いを届けなければならない。

問 市の思いを知事に届けるという公約ではない。

答 公約は、市の基本姿勢として市民の不安がある限り再稼働すべきでないというものであり、市の意思を実現する手段は、市の意思を知事の判断に反映



させることが実現性の観点から最適だ。

問 大変不安になる答弁だ。

【先進自治体から 学ぶ点について】

問 島根原発の30㎞圏自治体である出雲・雲南・安来市の3市は中国電力に事前了解権を求めており、私は出雲市と雲南市を視察してきた。出雲・雲南両市の議会では、再稼働賛成派も反対派も含めて事前了解権の獲得を支持しており、再稼働の是非と事前了解権の有無を区別して議論している。島根県が原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、知事は3市の考えをよく理解し、誠意を持って対応するとの覚書を締結し、事前了解権に準じた仕組みも作られていた。出雲市も雲南市も、専門家による原子力安全顧問会議を設置している。また、公募市民、商工団体、医療関係者、福祉団体、学校関係者などによる市民参加の原



環境安全対策協議会も設置して、市の原発政策にそれらの意見を反映している。長岡も同様に、専門家会議や市民会議を設置すべきだ。

答 原発の仕組みや放射線の影響、地震などの高度な専門分野は国や県が担当すべきである。原発地域の実情はそれぞれで、新潟県の3つの検証委員会の取組は他地域では見られないほど厳しい検証である。市としては、国の追加検査や県の検証などを理解し、適切に判断する。

市民会議については、議会でも相談し、また議員の提案や他自治体の事例も参考に、再稼働議論する材料がそろつたタイミングで適切な方法を検討する。

3 2023年 3月議会

【相崎羽羽原案の再稼働問題について】

（避難計画について）

問 放射性物質の放出が懸念される事態となった場合、5 ㎎圏住民は放出前に糸魚川市や村上市などに避難するが、30 ㎎圏住民は屋内退避で自宅等に留まる。屋内退避では一定の被曝が想定されることから、避難計画上は5 ㎎圏住民のほうが安全と言える。

5 ㎎圏住民を抱える相崎市と羽羽村は事実上の事前了解権を有しているが、リスクの大きい住民を抱える長岡には事前了解権がなく、リスクと権限のバランスが取れていない。

答 被曝リスクの高い5 ㎎圏住民は即時避難を、30 ㎎圏住民は屋外での



長岡にも再稼働を止めることができない権限が必要です。

被曝リスクを低く抑えるために屋内退避を行うことが合理的な防護措置である。

問 5 ㎎圏住民よりも30 ㎎圏の住民のほうが被曝リスクを負う計画であると認識しているのか。

答 被曝リスクは、原発からの距離に応じて異なることを認識している。

問 放射性物質の放出時には、5 ㎎圏住民よりも30 ㎎圏住民が原発に近い距離に留まっているのだから、リスクは30 ㎎圏住民のほうが大きいとの認識か。

答 屋内退避は30 ㎎圏住民の被曝リスクと移動

に伴うリスクの両面に対する有効かつ合理的な防護措置である。

問 答えになっていない。

5 ㎎圏住民が避難を開始した場合、多くの長岡市民が放出前にできるだけ遠方に避難したいと考える市民感情を理解しているのか。

答 市民の心配は理解できるが、行動については、まずは屋内退避を周知する。

問 時間が経過したもので、この件については改めて議論する。

（長岡市に事前了解権が不要な理由について）

問 市は、再稼働に対する市の判断が反映される事前了解権を不要とした。その理由を、立地協定への事前了解権の明記が先と答弁したが、市民にとって必要か不要かを最優先に考えるべきだ。なぜ立地協定への明記が先なのか。

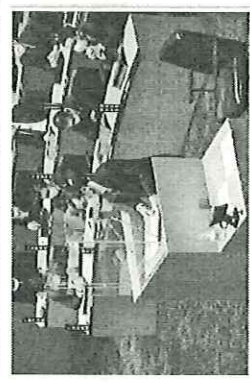
答 事前了解権はどこにも明文化されていない。また、市が単独で事前了解

権を得ることは現実的ではなく、少なくとも立地自治体の理解や30 ㎎圏自治体がまともになければ難しい。

問 立地協定に明記された後でしか長岡市が事前了解権を求められない理由について聞いている。

答 事業者は、まずは立地協定に明記され、その上でほかの都市との協定も考えると思う。事業者はもちろん、関係自治体の理解も不可欠である。

問 納得できる答弁ではないが、同じような観点からの質問が続くので、次に進む。



（東電の姿勢について）

問 昨年「立地自治体との関係を重視する東電が、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、なかなか難しいと思われる」との、東電に過度に気を遣うしツクリする答弁があった。市が「東電は再稼働のハードルを上げない」と既に考えていることは問題だ。東電が示すべき姿勢は、再稼働のハードルを上げないことではなく、どんなハードルも超えてみせるという強い意志ではないのか。

答 再稼働においては、国のエネルギー基本計画において、事業者自らが立地地域との信頼関係の構築に向けて立地自治体や関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされており、取電もこれに基づいた取組をしている。

問 事業者が関係者の理解と協力を得るならば、県第2の都市で30 ㎎

圏人口の6割を占める長岡が事前了解権を求めれば、東電は「再稼働のハードルが上がるので難しい」と言えないはずだ。

答 立地自治体の理解と協力が得られなければ進まない話だ。

問 市は、東電が再稼働のハードルを上げないと考えているが、そのような東電では原発を運用する適格性がない。

答 原発での相次ぐトラブルは、事業者の安全文化と適格性を損なう重大問題であり、市民の信頼は到底得られない。

（立地自治体の意向について）

問 「立地自治体の理解がなければ当市が事前了解権を持つことは難しい」との答弁があったが、立地自治体は事前了解権を自分達の特権と考えているのか。

答 他の自治体の考えは分からないため、答えられない。

問 事前了解権を質問すると、立地自治体の理解が必要と何度も答弁したのに、この期に及んで理解しているか分からないという答弁は承服しかねるので、引き続き議論を続けたい。

（主体的取り組みについて）

問 事前了解権について、「東電が受け入れないであろう」「立地自治体が理解を示さない」といった答弁が続いているが、市長が選挙で公約した以上、付随すべきは市民であつて、東電や立地自治体ではない。市民を中心にした原発政策を考えるべきだ。

答 今後とも市民の安全・安心を守るために、国・県・東電に徹底した安全対策を求める。

問 安全・安心のために事前了解権を求めるのであれば納得するのだが、その手前でいつも答弁が止まる。

市は「知事の判断に市の意思を反映することが実現

性の高い方法」と述べてきたが、知事による意向取りまとめ方法を早期に示すよう要請しても今年経った現在も示されず、実現性が高いのか疑問だ。東電との直接交渉が必要な時期になった。

答 市政と知事、本市と県の関係性から、信頼関係は十分であり、市の意思が知事の判断に反映されるよう努める。

問 再稼働の是非も含めて、知事が市の意向を重く受け止めるのが、大変不安だ。県に要請して待つだけではなく、他の方法を模索すべきだ。

答 これまでの方法が最善である。

市長が反対すれば、知事も反対するの？



4 2023年 6月議会

【相崎羽羽原案の再稼働問題について】

（東電について）

市長発言について）

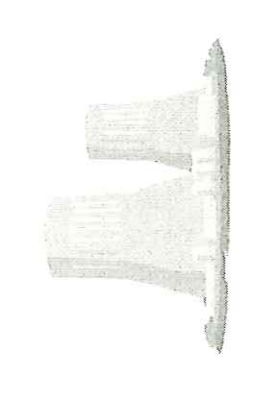
問 市は、国・県・事業者に対して必要なことはしっかりと求めると表明してきたが、事前了解権の議論になると「立地自治体の理解が必要」「立地協定にも定めがない」との答弁が続いている。先般の記者会見で、市長は「東電以外の発電体制や仕組みを考えたほうがいい」と発言し、今議会においては、県中立地解消のための相崎羽羽原案1〜5号機の陸地に言及したが、これらは相崎市長が既に示している見解だ。立地自治体以上のことは求めない、発言しない方針なのか。

答 市長発言は、立地自治体云々ではなく、東電に対する市民の不満の高まりを代弁したものだ。

問 立地自治体以上のことを求めない方針ではないと既に答弁したと解釈する。

（市長発言の裏面方法について）

問 東電以外の発電体制や陸地についての強み込んだ発言は市民感情を踏まえたものと考えているが、事前了解権を持たず、求めたもいない状況で、どのように実現するのか。

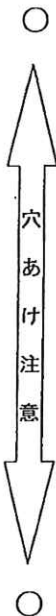


政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 27
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 94,122 円	精算年月日 2024.4.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



領収書
関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084	25.5g 375通	¥31,500
小計		¥31,500
郵便物引受合計通数	375通	
課税計(10%)	¥31,500	
(内消費税等(10%))	¥2,863	
非課税計	¥0	
合計	¥31,500	
お預り金額	¥32,000	
おつり	¥500	

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月18日 17:43
発行No. 240118A8297 端N42箱03
連絡先: 長岡西郵便局
TEL: 0570-943-864

15,750円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084	25.5g 1,050通	¥88,200
小計		¥88,200
郵便物引受合計通数	1,050通	
課税計(10%)	¥88,200	
(内消費税等(10%))	¥8,018	
非課税計	¥0	
合計	¥88,200	
お預り金額	¥90,000	
おつり	¥1,800	

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月22日 17:58
発行No. 240122A1632 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

44,100円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084	816通	¥68,544
小計		¥68,544
郵便物引受合計通数	816通	
課税計(10%)	¥68,544	
(内消費税等(10%))	¥6,231	
非課税計	¥0	
合計	¥68,544	
お預り金額	¥70,000	
おつり	¥1,456	

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月23日 12:48
発行No. 240123A8384 端N42箱03
連絡先: 長岡西郵便局
TEL: 0570-943-864

34,272円を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

【答】 発電事業者の問題を解決できるのは国しかない。国が不安解消に向けた取組を進めるよう、市町村による原子力安全対策研究会とともに働きかける。

【問】 市町村研究会の働きかけでは実現手段として弱い。実現する目途は立っているのか。

【答】 国には、地元理解を得るためにも事業者の運営、組織体制の改革などに前面に立つて取組んで欲しい。市町村研究会などを通じて国に対策を求める。

【問】 目途に対する答弁はないが、時間が迫ってきたので次に進む。

【事前了解権について】

【問】 事前了解権を求めない理由として「立地自治体の理解や30圏自治体が共通認識でまともなれば、長岡が事前了解権を持つことは難しい」との答弁が続いている。

立地自治体は、事前了解権を長岡市や30圏まで広げることには理解を示してい



ないのか。

【答】 立地自治体の1つである県は、知事が立地以外の自治体の意向を取りまとめた上で意思表示を行うと発言している。他の立地自治体(柏崎市と刈羽村)には確認しておらず、承知していない。

【問】 県は、長岡や30圏自治体が事前了解権を獲得することに理解を示していない訳ではないと理解してよいか。

【答】 県に、事前了解権は駄目と言われたわけではなく、県と市との間では、県が立地以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示

を行うという共通認識がある。

【問】 「立地自治体の理解が必要」との答弁は、立地自治体が反対しているような意味合いだと感じるが、柏崎市と刈羽村の意向は分からず、県は反対していないことが分かった。

【30圏自治体のまとめりについて】

【問】 市として30圏自治体が事前了解権獲得でまとまる努力はしたのか。

【答】 30圏自治体とは、市町村研究会を通じて連携はできている。知事が意向を取りまとめることが各自自治体の共通認識である。

【問】 30圏の市町村長が、原発に踏み込んだ公約を掲げているのは長岡市長だけなのだから、市長が事前了解権獲得でまとめる努力をする必要がある。

【答】 県が今後必ず自治体の意向を取りまとめる仕組みの中で本市の意思を伝え、知事の判断に反映され

るよう努める。

【その他の質問】

【建設委員会などでの発言】



- ・旧磯部サウナ跡本舗の主要改修事業について
・急傾斜バス停について
・自主防災会について
・豪雪時の除雪体制について
・職員研修について



お知らせ

出前報告
日時を調整して頂ければ、楽曲に対応します。

市政懇談会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。
発行/関たかし事務所
〒940-0098 長岡市信濃2丁目
TEL:0258-32-0751 FAX
E-mail: 関たかし
ホームページ: http://www.sekitaka.net

長岡市議会議員 関たかし 《活動報告》
せきたか通信 26号 (2023年度)
持続可能な社会の実現 ~ 広げよう長岡から ~
重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

無所属議員が増加

早いもので、本年5月より市議として7期目の任期が始まりました。今後とも公約実現に向けて努力致しますので、指導・擁護の程、よろしくお願い致します。

さて、選挙の際には無所属(政党無所属)として立候補しても、多くの議員は議会内におけるグループである会派(政党や派閥のようなグループ)に所属しますが、今回の選挙で、私のように会派に属さない会派無所属議員が4人から7人に増えました(本原稿執筆時)。会派無所属議員は多年にわたって複数人が存在しており、会派無所属という選択肢は完全に定着したようです。

非民主的な議会

長岡市議会では、議員の委員会所属や議員の執務室などの議会運営については会派の代表者で構成する各

会派代表者会議(各派代)で決定します。会派に属する議員は会派の代表を通して各派代の議論に関与できますが、会派無所属議員は関与できません。市議選において、有権者は会派ではなく候補者個人に投票することから、選ばれた個々の議員は平等に扱われなくてはなりません。町内会やPTAなどの組織では民主的な運営が行われ、重要な問題は全員が参加資格のある総会で決定します。また、状況によっては役員で判断することもあります。役員は総会で選びますので、役員判断には一定の正当性があります。私は24年前から全議員が議会運営に関与できる仕組みづくり(いくつかの仕組みがあります)を求めています。この間に、私は会派所属議員の調整で余った委員会への所属となったり、窓や空調のない部屋で執務した時期もありました。
「多様性の共生」や「誰

一人取り残さない社会」が重視される時代ですから、長岡市議会も変わらなくてはなりません。議員一人ひとりを平等に扱えない議会は、市民一人ひとりと平等に向き合えないと考えます。
これまでもお知らせしてきた通り、議会運営以外にも民主主義の観点から長岡市議会にはいくつかの大きな問題があります。故ジャニー喜多川氏による性加害が長年にわたって報道されなかったことについて、報道機関から「男性に対する性加害についての意識が著しく低かった」などのコメントが出されていますが、議会では後年に「民主主義についての意識が著しく低かった」という評価になると思います。

一般質問要旨

2022年9月議会

【柏崎刈羽原発の再稼働問題について】

【問】 福島原発事故後、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲が原発から半径約30kmに拡大され、市の大半が重点区域となり、避難計画の策定義務を負ったこととなった。原発建設時には絶対安全と説明されていたが、実は危険地帯だったのである。30km圏は原発から5km圏の即時避難区域(PA-Z以下5km圏)と、5~30km圏の避難準備区域(PZ-Z以下30km圏)に区分され、福島事故に当てはめれば、5km圏住民は原発の爆発前に避難し、30km圏住民は爆発後に避難することになる。

国は発着に適合した原案は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲を示していない。

東京電力は、立地自治体(新築県:相模市・刈羽村)の事前了解を得た上で相模刈羽原案の6・7号機を再稼働する方針であり、長岡市には了解を求めない。

知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと明言している。県民の信を問うとは、住民投票か知事選挙と考えられるが、最近では県議会の同意も選択肢であるとの見解が示されている。

また、知事の判断に当たっては、相模市と刈羽村以外の県内市町村の意向を県が取りまとめるとしているが、長岡や30市町村自治体の意向が十分に反映されるのか、各市長の賛否が分かれた場合に知事はどのように判断するのかわからない。

市長は「市民の不安が解消されない限り原案は再稼働すべきでない」と公約した。不安が解消されるまで再稼働できない仕組みを構

築する義務があるが、市は再稼働を止める権限である。事前了解権を有していながら、求めてもらえない。

相模刈羽原案には他の原発と異なる特殊性が2つある。1つは、7基もの原子炉が集中立地しており、リスクが高いこと。もう1つは、電力事業者である東電の適格性が問われていることだ。したがって、相模刈羽原案の再稼働には他の原発よりも慎重な判断が求められる。

(優先避難について)

5 市議会議員は放射線物質の放出前に避難し、30市町村住民は自宅を屋内避難する。この理由の1つが、5市町村の優先避難であることについて議論を続けてきた。市は「屋内避難は5市町村の優先避難のためではない」との考えだが、私が6月議会での国の避難計画の策定経緯や県の検証委員会での調査整理を示して反論したところ、「内容を確認する」との答

弁があった。確認した上で協議を問う。

国・県の資料を調査し、30市町村住民の避難に関しては、5市町村住民の避難を優先させる側面があると認識した。

5市町村住民の優先避難については、多くの専門家も指摘し、他の自治体でもその認識が示されているなかで、市が認識するまでに1年も遅したのは残念だ。同じ認識を持てたので、今後、この認識に基づいた議論も行っていく。

(事前了解権について)

事前了解権は、再稼働する際には市の了解を得るとの条文が入った協定を、市と東電で締結することで獲得する。6月議会でも事前了解権を求めて得られるのかという問題もあるため、了解権を求めることは現実的ではない」との市長答弁があった。市長公約や「長岡は県庁第2の都市で、30市町村人口の6割を占めており、その市民の声



や市の意見は大変重く」とも答弁してきたことから、事前了解権を求める必要がある。私が所属するLPN議員研究会による意向調査では、30市町村住民の8割が事前了解権を必要と回答しているため、市長が求めれば住民は支持する。求めなければ実現しないので、まず求める必要がある。

知事は再稼働に対する立地以外の自治体の事前了解については、県が取りまとめ、意思表示を行うと発言している。昨年5月には市長が自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを強く求め、知事から「要請は十分に理解した。取りまとめ方法は市町村と相談する」と回答があ

り、しつかり受け止めてもらった。県が示す取りまとめ方法を協議した上で本市の意思をしつかり示し、知事の判断に反映される仕組みが現存性、意思の現存性の観点から最適な方法である。

適定できる答弁ではないが、次の質問と関連するので、次に進む。

(知事との関係性について)

「市の考えはしつかり知事に示す」もしくは「主張すべきはしつかり主張する」との答弁が続いている。知事に示し、主張すれば良いのではなく、市の意向が反映される必要がある。

市長と知事の関係性や、本市と県の関係性から、意思疎通・信頼関係は十分築かれている。市の考えをしつかり伝え、市の意向が反映されるよう努める。

反映することの重要性が表明されたら受け止める。

(積極的・主体的対応について)

市は取りまとめ方法が示されるまで待つ姿勢であるが、積極的かつ主体的に、長岡が反対したら知事も反対という取り決めを知事に求めるべきだ。

いずれ、知事が意向取りまとめ方法を時期を明らかにすると思われる。今後、市民や議会の意向を踏まえ、市として意思表示する時には知事にしつかりと訴える。

公約の達成に不安を感じる。



(新型コロナウイルス感染症対策について)

(児童・生徒のマスク着用について)

国は、児童・生徒が屋外で人の距離が2メートル確保できない場合や、会議をほし行わない場合はマスク着用が不要などの指針を作成した。私は、小・中学生が理解し、実行することは難しいと心配したが、市教育委員会から、屋外であればマスクは取ってもよく、なおかつ教師が率先して実践するようになるとの通知が各学校に出された。大変な英断である。しかし、依然多くの児童・生徒が屋外でマスクを着用しているため、徹底する必要がある。

登下校や運動を伴う活動場面など、マスクを外すことができる場面での指導の徹底について、全市立学校に通知した。これは、熱中症予防とともに、

にもマスクを外せない児童・生徒が出てくることを危惧した対応でもある。しかし、現場での不徹底が散見されるので、着用を希望する児童・生徒の意向を尊重しながらも、様々な機会を捉えて、働きかけを継続して行うよう指導する。

(ワクチンについて)

ファイザーやモデルナのmRNAワクチンは従来とは仕組みが違い、人類史上初めて使用されるものであり、長期的安全性が検証されていないことから、正式ではなく緊急承認のワクチンである。ワクチンのメリットやデメリットを個人がしつかり考えて接種を判断する必要がある。

ところが、ワクチン接種率の感染率が高くなる統計処理が行われ、判断の基礎となる国の統計上の信頼性が低いという。

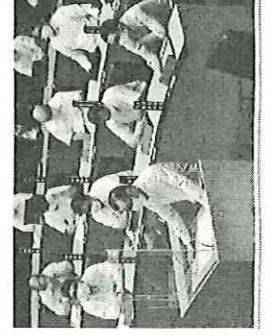
また、8月に愛知県知事が、死者・重症者数の定義などの見直しを国に要請し

た。事故や他の疾患が死因でも、コロナに感染していれば死者数や重症者に計上しているが、愛知県によると、第7波において県内で感染が原因で死亡した人はおらず、重症者は、他の病気が原因で重症な状態となっている人がほとんどであるとのことだ。感染力は弱いが強毒な従来株から、感染力は強いが弱毒の株に突変したことで、第6波以降は死者数が現実と乖離する問題があるようだ。

さらに、オミクロンB.1.1.5ワクチンは、感染予防や発症予防効果は限定的と判断され、ワクチン効果の持続性も疑問とされているなど、第6波以降は状況が変わった。

最新情報を知ったうえで、市民からワクチン接種を判断していただきたい。分かりやすい情報を発信している自治体も参考にし、状況を正確に把握して市民に発信すべきだ。

本人が納得した上でワクチン接種が基本

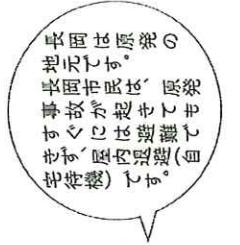
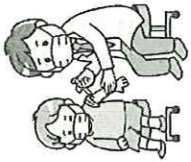


なので、効果などのメリットと副反応などのデメリットを比較できる情報提供が重要である。メリットとデメリットに関する評価は専門的なため、国が発信する情報に加え、学会などの専門家等が公表している情報も参考にしながら、市民への情報提供に取り組んできた。今後も、分かりやすい情報発信に努める。

小児接種の 努力義務について

問 5歳から10歳のワクチン接種が努力義務となったが、子どもについては慎重な判断を求める世論も強く、子どもへの接種券を一律に送付しない(希望者へ送付する)自治体も数多く上っている。保護者が希望した場合は速やかな接種が必要だが、接種圧力とにならない配慮が必要だ。

答 小児への接種は、自ら接種の判断をすることが難しいため、大人以上に慎重な対応が必要である。本人や保護者が圧力を感じないように様々な手段を用いて周知する。



2022年
12月議会

柏崎刈羽原発の 再稼働問題について

(避難計画と事前了解の 関連について)

問 原発事故時には、より早く、より安全な地域に避難したいと誰もが考えるが、5㎏圏住民の優先

避難に協力して屋内退避する長岡市民も納得した上で再稼働する必要がある。

答 被曝リスクの高い5㎏圏は重篤な影響を回避、最小化するため即時避難を行う。30㎏圏は、放射性アルームによる内部被曝などの屋外での被曝リスクを低く抑えるため屋内退避を行う。

問 市民の納得が必要であることへの見解を求めている。

答 市民の納得ということであるが、屋内退避は5㎏圏住民の避難を優先する側面を有しているけれども、国の指針による合理的な防護措置であり、市民の生命、身体や財産を原子力災害から保護することを理解いただきたい。

問 5㎏圏住民に配慮しなければ、30㎏圏住民は真つ先に(5㎏圏住民と同時に)避難したほうが、より早く遠方に速るので被曝リスクは低くなる。長岡市民の納得なしに再稼働して事故が起きた場合、早

く避難したい気持ちを抑えて屋内退避して頂くのは難しい。「長岡市民も再稼働に賛成したのだから、避難計画に従おう」という動機付けがなければ長岡全体の避難計画が機能しないのではないかと。

答 屋内退避は30㎏圏住民の被曝リスクに対する合理的な行動であることへの理解が進むよう努める。

問 5㎏圏住民の優先避難への協力との共通認識は持たせたが、その先は認識が違つたので改めて議論する。

(事前了解権に関する 市長答弁について)

問 6月議会でも「事前了解権の要・不要について、事前了解権を求めることが現実的なのか、それは求めて得られるのか」との問題もある」との市長答弁があった。東海第二原発の30㎏圏自治体は事前了解権の協定を事業者と結び、島根原発においても、30㎏圏自治体が事前了解権に準

じた仕組みを構築した。事例があるにもかかわらず「求めて得られるのか」と答弁した理由は何か。

答 再稼働の事前了解権は、立地自治体と東電が締結している安全協定にも明記されていないので、まずは立地協定への明記が先と考える。また、30㎏圏の各自治体は事前了解権を求めることに実現性があるとは考えていない。

問 立地自治体は実質的に事前了解権を持っているので、協定に明記する動機は弱い。また、市民の安心・安全にかかわる事であるから、立地協定になくとも必要であれば市として求めなくてはならない。「市民の信頼を一から築く」と表明している東電が、30㎏圏人口の6割を占める県下第2の都市である長岡の要求を簡単に断るとの見込みなのか。

答 立地自治体は再稼働に際して事実上の事前了解を行うが、協定には明記されていない。

東電は立地自治体との関係性を重視しており、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることでもあり、難しいと思われる。

問 大変心配になる答弁だが、時間がないので次に進む。

市長は事前了解権を求めない理由として「知事は、再稼働の是非を県民に信を問う方法として選挙があるとも言っているの、長岡市民はそこで意思表示すればいい」とも答弁した。知事は信の問い方として、選挙、住民投票、県議会の同意という3つの選択肢を示しているが、選挙が行われる確証があるのか。

答 知事は、再稼働に対する県民の意思確認の方法を決めていないが、県議会の判断や住民投票を例示しつつ、知事選挙も一つの形と発言している。

問 選挙が行われる確証がない中で、「市民は選挙で意思表示」と答弁した意図は何か。

答 信を問うということである。中には選挙もあるということだ。

問 選挙が決まっていないう状況での「市民は選挙で意思表示」との発言は、いかがなものか。

知事選になった場合、長岡では知事への反対票が多かつたが、県内では知事が当選することも有り得る。知事選や住民投票が行われたとしても、市民の意思が反映される保障はない。

答 選挙が行われた場合という仮定の質問には答えられない。知事が自治体の意向を取りまとめる際に、市の思いをしつかり届ける。

問 納得できる答弁でない。

(市長公約との 整合性について)

問 「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」との公約は、「市民の不安が解消されない場合は再稼働を止める」との意味であるか、

議会の場で確認済みである。現在の市の考え方は、市長公約と不整合ではないか。

答 市の意思を実現するためには、知事が判断する前の自治体の意向取りまとめにおいて市の思いを届けなければならない。

問 市の思いを知事に届けるという公約ではない。

答 公約は、市の基本姿勢として市民の不安がある限り再稼働すべきでないというものであり、市の意思を実現する手段は、市の意思を知事の判断に反映



させることが実現性の観点から最適だ。

問 大変不安になる答弁だ。

(先進自治体から 学ぶ点について)

問 島根原発の30㎏圏自治体である出雲・雲南・安来市の3市は中国電力に事前了解権を求めており、私は出雲市と雲南市を視察してきた。出雲・雲南両市の議会は、再稼働賛成派も反対派も含めて事前了解権の獲得を支持しており、再稼働の是非と事前了解権の有無を区別して議論している。島根県が原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、知事は3市の考えをよく理解し、誠意をこめて対応することの覚悟を締結し、事前了解権に準じた仕組みも作られていた。出雲市も雲南市も、専門家による原子力安全顧問会議を設置している。また、公募市民、商工団体、医療関係者、福祉団体、学校関係者などによる市民参加の原



発環境安全対策協議会も設置して、市の原発政策にそむる意見を反映している。長岡も同様に、専門家会議や市民会議を設置すべきだ。

答 原発の仕組みや放射線の影響、地震などの高度な専門分野は国や県が担当すべきである。原発地域の実情はそれぞれで、新潟県の3つの検証委員会の取組は他地域では見られないほど厳しい検証である。市としては、国の追加検証や県の検証などを理解し、適切に判断する。

市民会議については、議会とも相談し、また議員の提案や他自治体の事例も参照にして、再稼働議論する材料がそろつたタイミングで適切な方法を検討する。

園人口の6割を占める長岡が事前了解権を求めれば、東電は「再稼働のハードルが上がるので難しい」と言えないはずだ。

答 立地自治体の理解と協力が得られなければ進まない話だ。

問 市は、東電が再稼働のハードルを上げないと考えているが、そのような東電では原発を運用する適格性がない。

答 原発での相次ぐトラブルは、事業者の安全文化と適格性を損なう重大問題であり、市民の信頼は到底得られない。

立地自治体の意向について

問 「立地自治体の理解がなければ当市が事前了解権を持つことは難しい」との答弁があったが、立地自治体は事前了解権を自分選の特権と考えているのか。

答 他の自治体の考えは分からないため、答えられない。

問 事前了解権を質問すると、立地自治体の理解が必要と何度も答弁したのに、この期に及んで理解しているわけがないという答弁は承服しかねるので、引き続き議論を続けたい。

(主体的取り組みについて)

問 事前了解権について、「東電が受け入れないであろう」「立地自治体が理解を示さない」といった答弁が続いているが、市長が選挙で公約した以上、付戻すべきは市民であって、東電や立地自治体ではない。市民を中心とした原発政策を考えるべきだ。

答 今後が市民の安全・安心を守るために国・県、東電に徹底した安全対策を求めよう。

問 安全・安心のために事前了解権を求めるのであれば納得するのだが、その手前でも答弁が止まる。

市は「知事の判断に市の意見を反映することが実現

性の高い方法」と述べてきたが、知事による意向取りまとめ方法を早期に示すよう要請しても今年経った現在も示されず、実現性が高いのか疑問だ。東電との直接交渉が必要な時期になった。

答 市長と知事、本市と県の関係性から、信頼関係は十分であり、市の意思が知事の判断に反映されるよう努める。

問 再稼働の是非も含めて、知事が市の意向を重く受け止めるのか、大変不安だ。県に要請して待つだけではなく、他の方法を模索すべきだ。

答 これまでの方法が最善である。



市長が反対すれば、知事も反対するの？

3 2023年3月議会

相崎羽羽原案の再稼働問題について

(避難計画について)

問 放射性物質の放出が懸念される事態となった場合、5 ㎎圏住民は放出前に糸魚川市や村上市などに避難するが、30 ㎎圏住民は屋内退避で自宅等に留まる。屋内退避では一定の被曝が想定されることから、避難計画上は5 ㎎圏住民のほうに安全と言える。

5 ㎎圏住民を抱える相崎市と羽羽原は実質的な事前了解権を有しているが、リスクの大きい住民を抱える長岡には事前了解権がなく、リスクと権限のバランスが取れていない。

答 被曝リスクの高い5 ㎎圏住民は即時避難を、30 ㎎圏住民は屋外での



長岡にも再稼働を止めることができない権限が必要です。

被曝リスクを低く抑えるために屋内退避を行うことが合理的な防護措置である。

問 5 ㎎圏住民よりも30 ㎎圏の住民のほうに被曝リスクを負う計画であると認識しているのか。

答 被曝リスクは、原発からの距離に応じて異なること認識している。

問 放射性物質の放出時には、5 ㎎圏住民よりも30 ㎎圏住民が原発に近い距離に留まっているのだから、リスクは30 ㎎圏住民のほうに大きいとの認識か。

答 屋内退避は30 ㎎圏住民の被曝リスクと移動

に伴うリスクの両面に対する有効かつ合理的な防護措置である。

問 答えになっていない。

5 ㎎圏住民が避難を開始した場合、多くの長岡市民が放出前にできるだけ遠方に避難したいと考える市民感情を理解しているのか。

答 市民の心配は理解できるが、行動については、まずは屋内退避を周知する。

問 時間が経過したので、この件については改めて議論する。

(長岡市に事前了解権が不要な理由について)

問 市は、再稼働に対する市の判断が反映される事前了解権を不必要とした。その理由を、立地協定への事前了解権の明記が先と答弁したが、市民にとって必要か不要かを最優先に考えるべきだ。なぜ立地協定への明記が先なのか。

答 事前了解権はここに明文化されていない。また、市が単独で事前了解

4 2023年6月議会

相崎羽羽原案の再稼働問題について

東電についての市長発言について

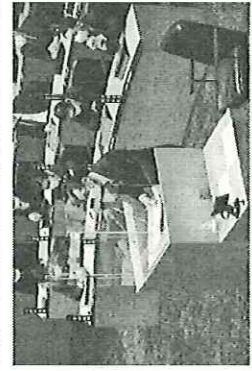
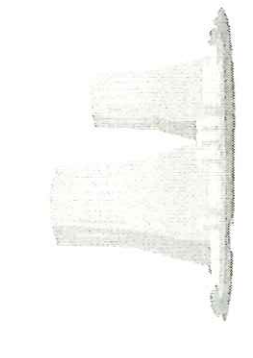
問 市は、国・県・事業者に対して必要なことはしっかり求めると表明してきたが、事前了解権の議論になると「立地自治体の理解が必要」「立地協定にも定めがない」との答弁が続いている。先般の記者会見で、市長は「東電以外の発電体制や仕組みを考えたいほうがよい」と発言し、今議会においては、県中立地解消のための相崎羽羽原案1〜5号機の廃炉にも言及したが、これらは相崎市長が既に示している最善だ。立地自治体以上のことは求めない・発言しない方針なのか。

答 市長発言は、立地自治体云々ではなく、東電に対する市民の不信任の高まりを代弁したものだ。

問 立地自治体以上のことを求めない方針ではないと暗に答弁したと解釈する。

(市民発言の表現方法について)

問 東電以外の発電体制や廃炉についての強み込んだ発言は市民感情を踏まえたものと考えているが、事前了解権を持たず、求めない状況で、このように表現するのか。



権を得ることは現実的でない、少なくとも立地自治体の理解や30 ㎎圏自治体がまともなければ難しい。

問 立地協定に明記された後でしか長岡市が事前了解権を求められない理由について聞いている。

答 事業者は、まずは立地協定に明記され、その上でほかの都市との協定も考えると思う。事業者はもちろん、関係自治体の理解も不可欠である。

問 納得できる答弁ではないが、同じような観点からの質問が続くので、次に進む。

(東電の姿勢について)

問 昨年「立地自治体との関係を重視する東電が、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、なかなか難しいと思われる」との、東電に過度に気を遣うことにつながる答弁があった。市が「東電は再稼働のハードルを上げない」と既に言っていることは問題だ。東電が示すべき姿勢は、再稼働のハードルを上げないことではなく、どんなハードルも迎えてみせるという強い意志ではないのか。

答 再稼働においては、国のエネルギー基本計画において、事業者自らが立地地域との信頼関係の構築に向けて立地自治体や関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされており、東電もこれに基づいた取組をしている。

問 事業者が関係者の理解と協力を得るならば、県本第2の都市で30 ㎎

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 28
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務所費				
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 45,428 円	精算年月日 2024.4.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

領収書
関貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) @84 900通	25.5g ¥75,600
小計	¥75,600
郵便物引受合計通数	900通
課税計(10%)	¥75,600
(内消費税等(10%))	¥6,872
非課税計	¥0
合計	¥75,600
お預り金額	¥80,000
おつり	¥4,400

印紙税申告納
付につき趣向
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年1月18日 11:33
発行No. 240118A1396 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

37,800円(1/2)を支出

領収書
関貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) @73 107通	25.0g ¥7,811
小計	¥7,811
郵便物引受合計通数	107通
課税計(10%)	¥7,811
(内消費税等(10%))	¥710
非課税計	¥0
合計	¥7,811
お預り金額	¥10,000
おつり	¥2,189

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年1月18日 12:10
発行No. 240118A1748 端N70箱01
連絡先: 来迎寺郵便局
TEL: 0258-92-2050

3,905円(1/2)を支出

領収書
関貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) @73 102通	25.0g ¥7,446
小計	¥7,446
郵便物引受合計通数	102通
課税計(10%)	¥7,446
(内消費税等(10%))	¥676
非課税計	¥0
合計	¥7,446
お預り金額	¥10,046
おつり	¥2,600

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年1月18日 17:02
発行No. 240118A5036 端N62箱01
連絡先: 与板郵便局
TEL: 0258-72-2001

3,723円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

答 発電事業者の問題を解決できるのは国しかない。国が不安解消に向けて取組を進めるよう、市町村による原子力安全政策研究会とともに働きかける。

問 市町村研究会の働きかけでは実現手段として弱い。実現する目途は立っているのか。

答 国には、地元理解を得るためにも事業者の運営、組織体制の改革などに前面に立つて取組んで欲しい。市町村研究会などを通じて国に対策を求める。

問 目途に対する答弁はきたので次に進む。

事前了解権について

問 事前了解権を求めない理由として「立地自治体の理解や30㎧自治体が共通認識でまとまらなければ、長岡が事前了解権を持つことは難しい」との答弁がされている。

立地自治体は、事前了解権を長岡市や30㎧まで広げることには理解を示してい



ないのか。

答 立地自治体の1つである県は、知事が立地以外の自治体の意向を取りまとめた上で意思表明を行うと発言している。他の立地自治体(相模市と刈羽村)には確認しておらず、承知していない。

問 県は、長岡や30㎧自治体が事前了解権を獲得することに理解を示していない訳ではないと理解してよいのか。

答 県に「事前了解権は駄目と言われたわけではなく、県と市との間では、県が立地以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表明

を行う」という共通認識がある。

問 「立地自治体の理解が必要」との答弁は、立地自治体が反対しているような意味合いだったと感じるが、相模市と刈羽村の意向は分からず、県は反対していないことが分かった。

30㎧自治体のまとまりについて

問 市として30㎧自治体が事前了解権獲得でまとまる努力はしたのか。

答 30㎧自治体とは、市町村研究会を通して連携はできている。知事が意向を取りまとめることが各自治体の共通認識である。

問 30㎧の市町村長で、原発に踏み込んだ公約を掲げているのは長岡市長だけなのだから、市長が事前了解権獲得でまとめる努力をする必要がある。

答 県が今後示す自治体の意向取りまとめの仕組みの中で本市の意思を伝え、知事の判断に反映され

るよう努める。

●その他の質問 「子ども支援について」



- ・旧磯部ナフロン運本講の主要改修事業について
- ・危険なバス停について
- ・自主防災会について
- ・緊急時の避難体制について
- ・職員研修について



お知らせ

出前報告
日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー
HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

市政懇話会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

発行/関たかし事務所
〒940-0098 長岡市信濃2丁目
TEL.0258-32-0751 FAX.

E-mail
関たかし
http://www.sekitaka.net
(関係者以外閲覧できません)

長岡市議会議員 関たかし 《活動報告》

せきたか通信 26号 (2023年春)

持続可能な社会の実現 ~ 広げよう長岡から ~

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

無所属議員が増加
早いもので、本年5月より市議として7期目の任期が始まりました。今後公約実現に向けて努力致しますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

さて、選挙の際には無所属(政党無所属)として立候補しても、多くの議員は議会内におけるグループである会派(政党や派閥のようなグループ)に所属しますが、今回の選挙で、私のように会派に属さない会派無所属議員が4人から7人に増えました(本原稿執筆時)。会派無所属議員は多年にわたって複数人が存在しており、会派無所属という選択肢は完全に定着したようです。

非民主的な議会
長岡市議会では、議員の委員会所属や議員の執務室などの議会運営については会派の代表者で構成する各

会派代表者会議(各派代)で決定します。会派に属する議員は会派の代表を通して各派代の議論に関与できますが、会派無所属議員は関与できません。市議会において、有権者は会派ではなく候補者個人に投票することから、選ばれた個々の議員は平等に扱われなくてはなりません。町内会やPTAなどの組織では民主的な運営が行われ、重要な問題は全員が参加資格のある総会で決定します。また、状況によっては役員で判断することもあります。役員判断には一定の正当性があります。私は24年前から全議員が議会運営に関与できる仕組みづくり(いくつかの仕組みがあります)を求めています。いまだに実現していません。この間、私は会派所属議員の調整で余った委員会への所属となったり、窓や空調のない部屋で執務した時期もありました。

「多様性の共生」や「誰

一人取り残さない社会」が重視される時代ですから、長岡市議会も変わらなくてはなりません。議員一人ひとりを平等に扱えない議会は、市民一人ひとりと平等に向き合えないと考えます。

これまでもお知らせしてきた通り、議会運営以外にも民主主義の観点から長岡市議会にはいくつかの大きな問題があります。故ジャニ二ノ喜多川氏による性加害が長年にわたって報道されなかったことについて、報道機関から「男性に対する性加害についての意識が著しく低かった」などのコメントが出されています。議会では後年に「民主主義についての意識が著しく低かった」という評価になると思います。

一般質問 要旨

1 2022年9月議会

相模刈羽原発の再稼働問題について

問 福島原発事故後、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲が原発から半径約30㎧に拡大され、市の大半が重点区域となり、避難計画の策定義務を負うこととなった。原発建設時には絶対安全と説明されていたが、実は危険地帯だったのである。30㎧圏は原発から5㎧圏の即時避難区域(P.A.Z.以下5㎧圏)と、5~30㎧圏の避難準備区域(I.P.Z.以下30㎧圏)に区分され、福島事故に当てはめれば、5㎧圏住民は原発前に避難し、30㎧圏住民は爆発後に避難することになる。

国は審議に適合した医療施設は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示していない。

東京電力は、立地自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)の事前了解を得た上で柏崎刈羽原発の6・7号機を再稼働する方針であり、長門市には了解を求めない。

知事は、再稼働の是非を判断して国民の信を問うと明言している。国民の信を問うことは、住民投票が知事選挙と考えられるが、最近では県議会の同意が選挙権であるとの見解が示されている。また、知事の判断に当たっては、柏崎市と刈羽村以外の県内市町村の意向を県が取りまとめることとしているが、長岡や30市町村自治体の意向が十分に反映されるのか、各市長の賛否が分かれた場合、知事はどのように判断するのかわからない。

市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と公約した。不安が解消されるまで再稼働できない仕組みを確

定する義務があるが、市は再稼働を止める権限である。事前了解権を有していない、求めてもない。

柏崎刈羽原発には他の原発と異なる特殊性が2つある。1つは、7基もの原子炉が集中立地しており、リスクが高いこと。もう1つは、電力事業者である東電の適格性が問われていることだ。したがって、柏崎刈羽原発の再稼働には他の原発よりも慎重な判断が求められる。

【優先避難について】

【問】 5 ㎞圏住民は放射性物質の放出前に避難し、30 ㎞圏住民は自宅を屋内退避する。この理由の1つが、5 ㎞圏住民の優先避難であることについて議論が続いてきた。市は「屋内退避は5 ㎞圏住民の優先避難のためではない」との考えだが、私から巨額で、国の避難計画の策定経緯や県の検証委員会での議定選理を示して区隔したところ、「区隔を認識する」との答

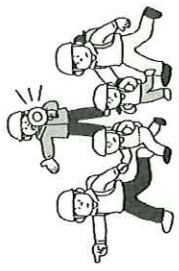
弁があった。確認した上で認識を問う。

【答】 国・県の資料を調査し、30 ㎞圏住民の屋内退避には、5 ㎞圏住民の避難を優先させる側面があると認識した。

【問】 5 ㎞圏住民の優先避難については、多くの専門家が指摘し、他の自治体でもその認識が示されているなかで、市が認識するまでに1年も遅したのは残念だ。同じ認識を持てたので、今後、この認識に基づいた議論も行っていく。

【事前了解権について】

【問】 事前了解権は、再稼働する際には市の了解を得ることの条文が入った協定を、市と東電で締結することで獲得する。6月議会でも事前了解権を求めてもらえるのかという問題もあるので、了解権を求めることは現実的ではない」との市長答弁があった。市長公約や「区隔は県主導の都府で、30 ㎞圏人口の6割を占めており、その市民の居



や市の意思は大変重たい」とも答弁してきたことから、事前了解権を求める必要がある。私が所属するLPN看護研究会による意向調査では、30 ㎞圏住民の8割が事前了解権を必要と回答している。市長が求めれば住民は支持する。求めなければ実現しないので、まず求める必要がある。

【答】 知事は再稼働に対する立地以外の自治体の事前了解については、県が取りまとめ、意思表示を行うと発言している。昨年5月には市長が自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを強く求め、知事から「要請は十分に理解した。取りまとめ方法は市町村と相談する」と回答があ

り、しつかり受け止めてもらった。県が示す取りまとめ方法を協議した上で本市の意思をしつかり示し、知事の判断に反映される仕組みが現実性、意思の表現性の観点から最適な方法である。

【問】 満足できる答弁ではないが、次の質問と関連するので、次に進む。

【知事との関係性について】

【問】 「市の考えはしつかり知事に示す」ともしくは「主要すべきはしつかり主張する」との答弁が続いている。知事に示し、主張すれば良いのではなく、市の意思が反映される必要がある。

【答】 市長と知事の関係性や、本市と県の関係性から、意思疎通、信頼関係は十分築かれている。市の考えをしつかり伝え、市の意思が反映されるよう努める。

【問】 区隔するところの正確性が表明されたら受け止める。

【積極的・主体的対応について】

【問】 市は取りまとめ方法が示されるまで待つ姿勢であるが、積極的かつ主体的に、長岡が反対したら知事も反対という取り決めを知事に求めるべきだ。

【答】 いずれ、知事が意向取りまとめ方法を時期を明らかにすると思われる。今後、市民や議会の意向を踏まえ、市として意思表示する時には知事にしつかりと訴える。

【問】 公約の達成に不安を感じる。

コロナは局面が変わりました。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【原童・生徒のマスクの着用について】

【問】 国は、児童・生徒が屋外で人との距離が2メートル確保できる場合や、会話をほぼ行わない場合はマスク着用が不要などの指針を作成した。私は、小・中学生が理解し、実行することは難しいと心配したが、市教育委員会から、屋外であればマスクは取ってもよく、なおかつ教師が率先して実践するようこの通知が各学校に出された。大変な感染数である。しかし、依然多くの児童・生徒が屋外でマスクを着用しているため、徹底する必要がある。

【答】 登下校や運動を伴う活動場面など、マスクを外すことができる場面での指導の徹底について、全市立学校に通知した。これは、熱中症予防とともに、

にもマスクを外せない児童・生徒が出てくることを危惧した対応でもある。しかし、現場での不徹底が散見されるので、着用を希望する児童・生徒の意向を尊重しながらも、様々な機会を捉えて、働きかけを継続して行うよう指導する。

【ワクチンについて】

【問】 ファイザーやモデルナのmRNAワクチンは従来とは仕組みが違い、人類史上初めて使用されるものであり、長期的安全性が検証されていないことから、正式ではなく緊急承認のワクチンである。ワクチンのメリットやデメリットを個人がしつかり考えて接種を判断する必要がある。

ところが、ワクチン未接種者の感染率が高くなる統計処理が行われ、判断の基礎となる国の統計上の信頼性が揺らいでいる。

また、8月に愛知県知事が、死者・重症者数の定義などの見直しを国に要請し

た。事故や他の疾患が死因でも、コロナに感染していれば死者数や重症者に計上しているが、愛知県によると、第7波において県内で感染が原因で死亡した人はおらず、重症者は、他の病気が原因で重篤な状態となっている人がほとんどであるとのことだ。感染力は弱いが種々な従来株から、感染力は強いが認毒の株に突撃したことで、第8波以降は死者数が現実と乖離する問題があるようだ。

さらに、オミクロンB.1.1.5ワクチンは、感染予防や発症予防効果は限定的と判断され、ワクチン効果の持続性も数か月と言われるなど、第8波以降は状況が変わった。

最新情報を知ったうえで、市民からワクチン接種を判断していただきたい。分かりやすい情報を発信している自治体も参考にし、状況を正確に把握して市民に発信すべきだ。

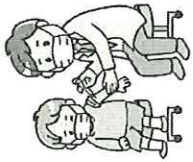
【答】 本人が納得した上でワクチン接種が基本

なので、効果などのメリットと、副反応などのデメリットを比較できる情報提供が重要である。メリットとデメリットに関する評価は専門的なため、国が発信する情報に加え、学会などの専門家が公表している情報も参考にしながら、市民への情報提供に取り組んできた。今後も、分かりやすい情報発信に努める。

小児接種の努力義務について

問 5歳から10歳のワクチン接種が努力義務となったが、子どもについては慎重な判断を求める世論も強く、子どもへの接種券を一律に送付しない(希望者へ送付する)自治体も数々に上っている。保護書が希望した場合は速やかな接種が必要だが、接種圧力としない配慮が必要だ。

答 小児への接種は、自ら接種の判断をすることが難しいため、大人以上に慎重な対応が必要である。本人や保護者が圧力を感じないように、様々な手段を用いて周知する。



長岡は原発の地元です。長岡市民は、原発事故が起きてからもすぐには避難できません。屋内退避(自待機)です。



2022年12月議会

【柏崎刈羽原発の再稼働問題について】

(避難計画と事前了解権の関連について)

問 原発事故時には、より早く、より安全な地域に避難したいと誰もが考えるが、5㎏圏住民の優先

避難に協力して屋内退避する5㎏圏市民も納得した上で再稼働する必要がある。

答 被曝リスクの高い5㎏圏は重篤な影響を回避、最小化するため即時避難、放散性アルファによる内部被曝などの屋外での被曝リスクを低く抑えるため屋内退避を行う。

問 市民の納得が必要であることへの見解を求めている。

答 市民の納得ということであるが、屋内退避は5㎏圏住民の避難を優先する側面を有しているけれども、国の指針による合理的な防護措置であり、市民の生命、身体や財産を原子力災害から保護することを理解いただきたい。

問 5㎏圏住民に配慮しなければ、30㎏圏住民は真っ先に(5㎏圏住民と同時に)避難したほうが、より早く遠方に運送するので被曝リスクは低くなる。長岡市民の納得なしに再稼働して事故が起きた場合、早

く避難したり気持ちは抑えて屋内退避して頂くのは難しい。[5㎏圏市民も再稼働に賛成したのだから、避難計画に従おう]という動機付けがなければ原全体の避難計画が機能しないのではないか。

答 屋内退避は30㎏圏住民の被曝リスクに対する合理的な行動であることへの理解が進むよう努める。

問 5㎏圏住民の優先避難への協力との共通認識は持たせたが、その先は認識が違つて改めて議論する。

(事前了解権に関する市長答弁について)

問 6月議会で「事前了解権の要・不要について、事前了解権を求めることが現実的なのか、それは求めて得られるのか」という問題もある」との市長答弁があった。東海第三原発の30㎏圏自治体は事前了解権の協定を事業者と結び、30㎏圏自治体が事前了解権に準

じた仕組みを構築した。事例があるにもかかわらず求めて得られるのか」と答弁した理由は何か。

答 再稼働の事前了解権は、立地自治体と東電が締結している安全協定にも明記されていないので、まずは立地協定への明記が先と考える。また、30㎏圏の各自治体は事前了解権を求めることに実現性があるとは考えていない。

問 立地自治体は実質的に事前了解権を持っているので、協定に明記する動機は弱い。また、市民の安心・安全にかかわる事であるから、立地協定になくとも必要であれば市として求めなくてはならない。「市民の信頼を一から築く」と表明している東電が、30㎏圏人口の6割を占める県下第2の都市である長岡の要求を簡単に断ることの良否みなのか。

答 立地自治体は再稼働に際して事実上の事前了解を行うが、協定には明記されていない。

東電は立地自治体との関係を重視しており、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることでもあり、難しいと思われる。

問 大変心配になる答弁だが、時間がないので次に進む。

市長は事前了解権を求めない理由として「知事は、再稼働の是非を県民に信を問う方法として選挙がある」とも言っているの、長岡市民はそこで意思表示すればいい」と答弁した。知事は信の問い方として、選挙、住民投票、県議会の同意といった3つの選択度を示しているが、選挙が行われる確証があるのか。

答 知事は、再稼働に対する県民の意思確認の方法を決めていないが、県議会の判断や住民投票を例示しつつ、知事選挙も一つの形と発言している。

問 選挙が行われる確証がない中で、「市民は選挙で意思表示」と答弁した意図は何か。

答 信を問うということである。中には選挙もあるということだ。

問 選挙が決まっていないう状況での「市民は選挙で意思表示」との発言は、いかがなものか。

知事選になった場合、長岡では知事への反対票が多かつたが、全国では知事が当選することもあり得る。知事選や住民投票が行われたとしても、市民の意思が反映される保障はない。

答 選挙が行われた場合という仮定の質問には答えられない。知事が自治体の意向を取りまとめる際に、市の思いをしっかりと届ける。

問 納得できる答弁でない。

(市長公約との整合性について)

問 「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」との公約は、「市民の不安が解消されない場合は再稼働を止める」との意味であるか、

議会の場で確認済みである。現在の市の考え方は、市長公約と不整合ではないか。

答 市の意思を実現する前には、知事が判断する前の自治体の意向取りまとめにおいて市の思いを届けなければならぬ。

問 市の思いを知事に届けるという公約ではない。

答 公約は、市の基本姿勢として市民の不安がある限り再稼働すべきでないというものであり、市の意思を実現する手段は、市の意思を知事の判断に反映



させることが実現性の観点から最優先だ。

問 大変不安になる答弁だ。

(先進自治体から学ぶ点について)

問 島根原発の30㎏圏自治体である出雲・雲南・安来市の3市は中国電力に事前了解権を求めており、私は出雲市と雲南市を視察してきた。出雲・雲南両市の議会は、再稼働賛成派も反対派も含めて事前了解権の獲得を支持しており、再稼働の是非と事前了解権の有無を区別して議論している。島根県が原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、知事は3市の考えをよく理解し、誠意を持って対応することの覚悟を締結し、事前了解権に準じた仕組みも作られていた。出雲市も雲南市も、専門家による原子力安全顧問会議を設置している。また、公募市民、商工団体、医療関係者、福祉団体、学校関係者などによる市民参加の原



発環境安全対策協議会も設置して、市の原発政策にそれらの意見を反映している。長岡も両市に倣い、専門家会議や市民会議を設置すべきだ。

答 原発の仕組みや放射線の影響、地震などの高度な専門分野は国や県が担当すべきである。原発地域の実情はそれぞれで、新潟県の3つの検証委員会の取組は他地域では見られないほど厳しい検証である。市としては、国の追加検査や県の検証などを理解し、適切に判断する。

市民会議については、議会とも相談し、また議員の提案や他自治体の事例も参考に、再稼働議論する材料がそろつたタイミングで適切な方法を検討する。

問 人口の6割を占める長岡が事前了解権を求めれば、東電は「再稼働のハードルが上がるので難しい」と言えないはずだ。

答 立地自治体の理解と協力が得られなければ進まない話だ。

問 市は、東電が再稼働のハードルを上げないと考えているが、そのような東電では原発を運用する適格性がない。

答 原発での相次ぐトラブルは、事業者の安全文化と適格性を損なう重大問題であり、市民の信頼は到底得られない。

(立地自治体の意向について)

問 「立地自治体の理解がなければ当市が事前了解権を持つことは難しい」との答弁があったが、立地自治体は事前了解権を自分達の特権と考えているのか。

答 他の自治体の考えは分からないため、答えられない。

3 2023年 3月議会

(相崎羽原莞の再稼働問題について)

(避難計画について)

問 放射性物質の放出が懸念される事態となった場合、5 ㎎圏住民は放出前に糸魚川市や村上市などへ避難するが、30 ㎎圏住民は屋内退避で自宅等に留まる。屋内退避とは一定の被曝が想定されることから、避難計画上は5 ㎎圏住民のほうが安全と言える。

5 ㎎圏住民を抱える相崎市と刈羽村は素直な事前了解権を有しているが、リスクの大きい住民を抱える長岡には事前了解権がなく、リスクと権限のバランスが取れていない。

答 被曝リスクの高い5 ㎎圏住民は即時避難を、30 ㎎圏住民は屋外での

問 事前了解権を質問すると、立地自治体の理解が必要と何度も答弁したのに、この期に及んで理解しているか分からないという答弁は承服しかねるべく引き続き議論を続けたい。

(主体的取り組みについて)

問 事前了解権について、「東電が受け入れないであろう」「立地自治体が理解を示さない」といった答弁が続いているが、市長が選挙で公約した以上、付戻すべきは市民であつて、東電や立地自治体ではない。市民を中心とした原発政策を考えるべきだ。

答 今後も、市民の安全・安心を守るために国・県・東電に徹底した安全対策を求める。

問 安全・安心のために事前了解権を求めるのであれば納得するのだが、その手前でいつも答弁が止まる。

市は「知事の判断に市の意見を反映することが実現

に伴うリスクの画面に対する有効かつ合理的な防護措置である。

問 答えになっていない。

5 ㎎圏住民が避難を開始した場合、多くの長岡市民が放出前にできるだけ遠方に避難したいと考える市民感情を理解しているのか。

答 市民の心配を理解できるが、行動については、まずは屋内退避を周知する。

問 時間が経過したので、この件については改めて議論する。

(長岡市に事前了解権が不要な理由について)

問 市は、再稼働に対する市の判断が反映される事前了解権を不必要とした。その理由を、立地協定への事前了解権の明記が先と答弁したが、市民にとって必要か不要かを最優先に考えるべきだ。なぜ立地協定の明記が先なのか。

答 事前了解権はどこにも明文化されていない。また、市が単独で事前了解

性の高い方法」と述べてきたが、知事による意向取りまとめ方法を早期に示すよう要請してもう一年経つた現在も示されず、実現性が高いのか疑問だ。東電との直接交渉が必要な時期になった。

答 市長と知事、本市と県の関係性から、信頼関係は十分であり、市の意思が知事の判断に反映されるよう努める。

問 再稼働の是非も含めて、知事が市の意向を重く受け止めるのが、大変不安だ。県に要請して待つだけではなく、他の方法を模索すべきだ。

答 これまでの方法が最善である。

(市長が反対すれば、知事も反対するのか?)

権を得ることは現実的ではなく、少なくとも立地自治体の理解や30 ㎎圏自治体がまともなければ難しい。

問 立地協定に明記された後でしか長岡市が事前了解権を求められない理由について聞いている。

答 事業者は、まずは立地協定に明記され、その上でほかの都市との協定も考えると思う。事業者はもちろん、関係自治体の理解も不可欠である。

問 納得できる答弁ではないが、同じような観点からの質問が続くので、次に進む。

4 2023年 6月議会

(相崎羽原莞の再稼働問題について)

(東電について)

市長発言について)

問 市は、国・県・事業者に対して必要なことはしっかりと求めると表明してきたが、事前了解権の議論になると「立地自治体の理解が必要」「立地協定にも定めがない」との答弁が続いている。先般の記者会見で、市長は「東電以外の発電体制や仕組みを考えたほうがよい」と発言し、今議会においては、県中土地解消のための相崎羽原莞1〜5号機の陸揚げにも言及したが、これらは相崎市長が既に示している見解だ。立地自治体以上のことは求めない、発言しない方針なのか。

(東電の姿勢について)

問 昨年「立地自治体との関係を重視する東電が、立地以外の自治体に事前了解権を与えようとは再稼働のハードルを上げることであり、なかなか難しいと思われる」との、東電に過度に気を遣うピソツリする答弁があった。市が「東電は再稼働のハードルを上げない」と既に考えていることは問題だ。東電が示すべき姿勢は、再稼働のハードルを上げないことではなく、どんなハードルも越えてみせるといった強い意志ではないのか。

答 再稼働においては、国のエネルギー基本計画において、事業者自らが立地地域との信頼関係の構築に向けて立地自治体や関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされており、東電もこれに基づいた取組をしている。

問 事業者が関係者の理解と協力を得るならば、県下第2の都市で30 ㎎

問 市長発言は、立地自治体云々ではなく、東電に対する市民の不信任の高まりを代弁したものだ。

問 立地自治体以上のことを求めない方針ではないと既に答弁したと解釈する。

(市長発言の裏面方法について)

問 東電以外の発電体制や仕組みについての踏み込んだ発言は市民感情を踏まえたものと考えますが、事前了解権を持たず、求められない状況で、どのように実現するのか。

被曝リスクを低く抑えるために屋内退避を行うことが合理的な防護措置である。

問 5 ㎎圏住民よりも30 ㎎圏の住民のほうが被曝リスクを負う計画であると認識しているのか。

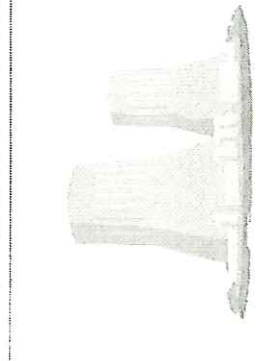
答 被曝リスクは、原発からの距離に応じて異なると認識している。

問 放射性物質の放出時には、5 ㎎圏住民よりも30 ㎎圏住民が原発に近い距離に留まっているのだから、リスクは30 ㎎圏住民のほうが大きいとの認識か。

答 屋内退避は30 ㎎圏住民の被曝リスクと移動



長岡にも再稼働を止めることができない権限が必要です。

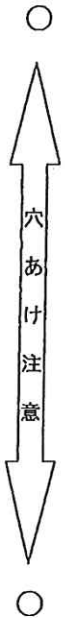


政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 29
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 7,473 円	精算年月日 2024.4.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



領収証

関 貴志 様

¥10,904-

(課税計(10%) ¥ 0)

(内消費税等 ¥ 0)

(非課税計 ¥ 10,904)

印紙 封筒
はがき スマートレター
切手 94円/16 レターパック
郵送料 112 交換手数料

6 年 2 月 1 日

940-0856 長岡市美沢4-248
中沢簡易郵便
TEL・FAX(0258)38-2818
登録番号T1810093495047

5,452円 (1/2) を支出

領収証

関 貴志 様

¥4,042-

(課税計(10%) ¥ 0)

(内消費税等 ¥ 0)

(非課税計 ¥ 4,042)

印紙 封筒
はがき スマートレター
切手 94円/16 レターパック
郵送料 112 交換手数料

6 年 2 月 7 日

940-0856 長岡市美沢4-248
中沢簡易郵便
TEL・FAX(0258)38-2818
登録番号T1810093495047

2,021円 (1/2) を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

答 発電事業者の問題を解決できるのは国しかない。国が不安解消に向けた取組を進めるよう、市町村による原子力安全対策研究会とともに働きかける。

問 市町村研究会の働きかけでは実現手段として弱い。実現する目途は立っているのか。

答 国には、地元理解を得るためにも事業者の運営、組織体制の改革などに前面に立つて取組んで欲しい。市町村研究会などを通じて国に対策を求める。

問 目途に対する答弁はないが、時間が迫ってきたので次に進む。

事前了解権について

問 事前了解権を求めない理由として「立地自治体の理解や30㎞圏自治体が共通認識でまとまらなければ、長岡が事前了解権を持つことは難しい」との答弁が続いている。

立地自治体は、事前了解権を長岡市や30㎞圏まで広げることには理解を示してい



ないのか。

答 立地自治体の1つである県は、知事が立地以外の自治体の意向を取りまとめた上で意思表示を行うと発言している。他の立地自治体(柏崎市と刈羽村)には確認しておらず、承知していない。

問 県は、長岡や30㎞圏自治体が事前了解権を獲得することに理解を示していない訳ではないと理解してよいか。

答 県は、事前了解権は駄目と言われたわけではなく、県と市との間では、県が立地以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示

を行うという共通認識がある。

問 「立地自治体の理解が必要」との発言は、立地自治体が反対しているような意味合いだったと感じるが、柏崎市と刈羽村の意向は分からず、県は反対していないことが分かった。

30㎞圏自治体のまとめりにについて

問 市として30㎞圏自治体が事前了解権獲得でまとまる努力はしたのか。

答 30㎞圏自治体とは、市町村研究会を通じて連携はできている。知事が意向を取りまとめることが各自自治体の共通認識である。

問 30㎞圏の市町村長と、原発に踏み込んだ公約を掲げているのは長岡市長だけなのだから、市長が事前了解権獲得でまとめる努力をする必要がある。

答 県が今後示す自治体の意向取りまとめの仕組みの中で本市の意思を伝え、知事の判断に反映され

るよう努める。

●その他の質問 「子育て支援について」

建設委員会 などでの発言

2022年9月議会
2023年6月議会

- ・旧機那サテライト本郷の主屋改修事業について
- ・危険なバス停について
- ・自主防災会について
- ・豪雪時の除雪体制について
- ・職員研修について



など

お知らせ

出陣報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00

場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)

内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

市政懇談会

発行/関たかし事務所
〒940-0038 長岡市信濃2丁目
TEL.0256-32-0751 FAX

E-mail 関たかし
ホームページ http://www.sekitakaka.net
(お住まいの地域で検索)

アンケートからHPへアクセスできます。

長岡市議会議員 関たかし 《活動報告》

せきたか通信 26号

(2023年度)

持続可能な社会の実現 ~広げよう長岡から~
重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

無所属議員が増加

早いもので、本年5月より市議として7期目の任期が始まりました。今後も公約実現に向けて努力致しますので、指導・鞭撻の程、よろしくお願い致します。

さて、選挙の際には無所属(政党無所属)として立候補しても、多くの議員は議会内におけるグループである会派(政党や派閥のようなグループ)に所属しますが、今回の選挙で、私のように会派に属さない会派無所属議員が4人から7人に増えました(本原稿執筆時)。会派無所属議員は多年にわたって複数人が存在しており、会派無所属という選択肢は完全に定着したようです。

非民主的な議会

長岡市議会では、議員の委員会所属や議員の執務室などの議会運営については会派の代表者で構成する各

会派代表者会議(各派代)で決定します。会派に属する議員は会派の代表を通して各派代の議論に関与できますが、会派無所属議員は関与できません。市議会において、有権者は会派ではなく候補者個人に投票することから、選ばれた個々の議員は平等に扱われなくてはなりません。町内会やPTAなどの組織では民主的な運営が行われ、重要な問題は全員が参加資格のある総会で決定します。また、状況によっては役員で判断することもあります。役員判断には一定の正当性があります。私は24年前から全議員が議会運営に関与できる仕組みづくり(いくつかの仕組みがあります)を求めています。この間、私は会派所属議員の調査で余った委員会への所属となったり、窓や空調のない部屋で執務した時期もありました。

一人取り残さない社会」が重視される時代ですから、長岡市議会も変わらなくてはなりません。議員一人ひとりを平等に扱えない議会は、市民一人ひとりと平等に向き合えないと考えます。これまでもお知らせしてきた通り、議会運営以外にも民主主義の観点から長岡市議会にはいくつかの大きな問題があります。故ジャニ二ノ喜多川氏による性加害が長年にわたって報道されなかったことについて、報道機関から「男性に対する性加害についての意識が著しく低かった」などのコメントが出されていますが、議会では後年に「民主主義についての意識が著しく低かった」という評価になると思います。

一般質問要旨

1 2022年9月議会

相模刈羽原発の再稼働問題について

問 福島原発事故後、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲が原発から半径約30㎞に拡大され、市の大半が重点区域となり、避難計画の策定義務を負うこととなった。原発建設時には絶対安全と説明されていたが、実は危険地帯だったのである。30㎞圏は原発から5㎞圏の即時避難区域(PAZ)以下5㎞圏)と、5~30㎞圏の避難準備区域(PNZ)以下30㎞圏)に区分され、福島事故に当てはめれば、5㎞圏住民は原発の爆発前に避難し、30㎞圏住民は爆発後に避難することになる。

「多様性の共生」や「誰

国は憲法に適合した原案は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元は同意を示していない。

東京電力は、立地自治体(新潟県、相模市、刈羽村)の事前了解を得た上で相模刈羽原案の6・7号機を再稼働する方針であり、長岡市には了解を求めない。

知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと明言している。県民の信を問うとは、住民投票か知事選挙と考えられるが、最近では県議会の同意も選択肢であるとの見解が示されている。また、知事の判断に当たっては、相模市と刈羽村以外の県内市町村の意向を県が取りまとめることとしているが、長岡や30自治体の意向が十分に反映されるのか、各市長の賛否が分かれた場合に知事はどのように判断するのかわからない。

市長は「市民の不安が解消されない限り原案は再稼働すべきでない」と公約した。不安が解消されるまで再稼働できないう仕組みを構

築する義務があるが、市は再稼働を止める権限である。事前了解権を行使していない、求めてもいない。

相模刈羽原案には他の原案と異なる特殊性が2つある。一つは、7基もの原子炉が集中立地しており、リスクが高いこと。もう一つは、電力事業者である東電の適格性が問われていることだ。したがって、相模刈羽原案の再稼働には他の原案よりも慎重な判断が求められる。

【優先避難について】

5 ㎞圏住民は放射線物質の放出前に避難し、30 ㎞圏住民は自宅を屋内避難する。この理由の一つが、5 ㎞圏住民の優先避難であることについて議論を続けてきた。市は「屋内避難は5 ㎞圏住民の優先避難のためではない」との考えだが、私が6月議会や県の検証委員会での調査と県庁の検証委員会での調査とを併せて「(内容を認認する)」との答

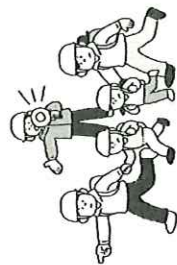
弁があった。確認した上で認認を問う。

【答】 国・県の資料を調査し、30 ㎞圏住民の屋内避難には、5 ㎞圏住民の避難を優先させる側面があると認認した。

【問】 5 ㎞圏住民の優先避難については、多くの専門家も指摘し、他の自治体でもその認認が示されているなかで、市が認認するまでに1年も経したのは残念だ。同じ認認を持てたので、今後、この認認に基づいた議論も行っていく。

【事前了解権について】

【問】 事前了解権は、再稼働する際には市の了解を得ることの条文が入った協定を、市と東電で締結することで獲得する。6月議会でも「事前了解権を求めて得られるのか」という問題もあつたので、「了解権を求めることは現実的ではない」との市長発言があつた。市長公約や「(認認は県庁第2の都市で、30 ㎞圏人口の6割を占めており、その市民の巨



や市の意向は大変重し」とも答弁してきたことから、事前了解権を求める必要がある。私が所属するUPN調査研究会による意向調査では、30 ㎞圏住民の8割が事前了解権を必要と回答しているため、市長が求めれば住民は支持する。求めなければ実現しないので、まず求める必要がある。

【答】 知事は再稼働に対する立地以外の自治体の事前了解については、県が取りまとめ、意見表示を行うと発言している。昨年5月には市長が自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを強く求め、知事から「要請は十分に理解した。取りまとめ方法は市町村と相談する」と回答があ

り、しつかり受け止めてもらつた。県が示す取りまとめ方法を協議した上で本市の意思をしつかり示し、知事の判断に反映される仕組みが現実性、意思の現性の観点から最適な方法である。

【問】 満足できる答弁ではないが、次の質問と関連するので、次に進む。

【知事との関係性について】

【問】 「市の考えはしつかり知事に示す」もしくは「主張すべきはしつかり主張する」との条件が繰り返されている。知事に示し、主張すれば良いのではなく、市の意向が反映される必要がある。

【答】 市長と知事の関係性や、本市と県の関係性から、意思疎通、信頼関係は十分築かれている。市の考えをしつかり伝え、市の意向が反映されるよう努める。

【問】 反映するとの意図性が表明されたら受け止める。

【積極的・主体的対応について】

【問】 市は取りまとめ方法が示されるまで待つ姿勢であるが、積極的かつ主体的に、長岡が反対したら知事も反対という取り決めを知事に求めるべきだ。

【答】 いずれ、知事が意向を取りまとめ方法を時期を明らかにすると思われる。今後、市民や議会の意向を踏まえ、市として意思表示する時には知事にしつかりと訴える。

【問】 公約の達成に不安を感じる。



コロナは局面が変わりました。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【児童・生徒のマスク着用について】

【問】 国は、児童・生徒が屋外で人の距離が2メートル確保できない場合はマスク着用が不要ななどの指針を作成した。私は、小・中学生が理解し、実行することは難しいと心配したが、市教育委員会から、屋外であればマスクは取ってもよく、なおかつ教師が率先して実践するようこの通知が各学校に出された。大変な要請である。しかし、依然多くの児童・生徒が屋外でマスクを着用しているため、徹底する必要がある。

【答】 登下校や運動を伴う活動場面など、マスクを外すことができる場面での指導の徹底について、全市立学校に通知した。これは、熱中症予防とともに、

にもマスクを外せない児童・生徒が出てくることを危惧した対応でもある。しかし、現場での不徹底が散見されるので、着用を希望する児童・生徒の意向を尊重しながらも、様々な機会を捉えて、働きかけを継続して行うよう指導する。

【ワクチンについて】

【問】 ファイザーやモデルナのmRNAワクチンは従来とは仕組みが違い、人類史上初めて使用されるものであり、長期的安全性が検証されていないことから、正式ではなく緊急承認のワクチンである。ワクチンのメリットやデメリットを個人々がしつかり考えて接種を判断する必要がある。

ところが、ワクチン接種者の感染率が上がる統計処理が行われ、判断の基礎となる国の統計上の信頼性が揺らいでいる。

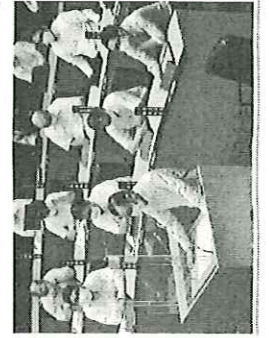
また、8月に愛知県知事が、死者・重症者数の定義などの見直しを国に要請し

た。事故や他の疾患が死因でも、コロナに感染していれば死者数や重症者に計上されているが、愛知県によると、第7波において県内で感染が原因で死亡した人はおらず、重症者は、他の病気が原因で重篤な状態となっている人がほとんどであるとのことだ。感染力は弱いが強毒な従来株から、感染力は強いが弱毒の株に突換したことで、第8波以降は死者数が現実と乖離する問題があるようだ。

さらに、オミクロンB.1.1.5ワクチンは、感染予防や発症予防効果は限定的と判断され、ワクチン効果の持続性も数か月と言われるなど、第8波以降は状況が変わつた。

最新情報を知つたうえで、市民からワクチン接種を判断していただきたい。分かりやすい情報を発信している自治体も参考にし、状況を正確に把握して市民に発信すべきだ。

【答】 本人が納得した上でワクチン接種が基本

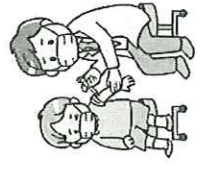


なので、効果などのメリットと、副反応などのデメリットを比較できる情報提供が重要である。メリットとデメリットに関する評価は専門的なため、国が発信する情報に加え、学会などの専門家等が公表している情報も参考にしながら、市民への情報提供に取り組んできた。今後も、分かりやすい情報発信に努める。

小児接種の努力義務について

問 5歳から10歳のワクチン接種が努力義務となったが、子どもについては慎重な判断を求める世論も強く、子どもへの接種券を一律に送付しない(希望者へ送付する)自治体も数々に上っている。保護者が希望した場合は速やかな接種が必要だが、接種圧力とにならない配慮が必要だ。

答 小児への接種は、自ら接種の判断をすることが難しいため、大人以上に慎重な対応が必要である。本人や保護者が圧力を感じないように、様々な手段を用いて周知する。



長岡は原発の地元です。長岡市民は、原発事故が起きてからもすぐには避難できません、屋内退避(自待機)です。



2022年12月議会

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

(避難計画と事前了解権の関連について)

問 原発事故時には、より早く、より安全な地域に避難したいと誰もが考えますが、5㎏圏住民の優先

避難に協力して屋内退避する長岡市民も納得した上で再稼働する必要がある。

答 被曝リスクの高い5㎏圏は重篤な影響を回避、最小化するため即時避難、最優先のため即時避難を行う。30㎏圏は、放射性プルームによる内部被曝などの屋外での被曝リスクを低く抑えるため屋内退避を行う。

問 市民の納得が必要であることへの見解を求めている。

答 市民の納得ということであるが、屋内退避は5㎏圏住民の避難を優先する側面を有しているけれども、国の指針による合理的な防護措置であり、市民の生命・身体や財産を原子力災害から保護することを理解いただきたい。

問 5㎏圏住民に配慮しなければ、30㎏圏住民は真つ先に(5㎏圏住民と同時に)避難したほうが、より早く遠方に速くするので被曝リスクは低くなる。長岡市民の納得なしに再稼働して事故が起きた場合、早

く避難したい気持ちを抑えて屋内退避して頂くのは難しい。「長岡市民も再稼働に賛成したのだから、避難計画に従おう」という動機付けがなければ県全体の避難計画が機能しないのではない。

答 屋内退避は30㎏圏住民の被曝リスクに対する合理的な行動であることへの理解が進むよう努める。

問 5㎏圏住民の優先避難への協力との共通認識は持たすが、その先は認識が違うので改めて議論する。

(事前了解権に関する市長答弁について)

問 6月議会で「事前了解権の要・不要について、事前了解権を求めることが現実的なのか、それは求めて得られるのか」という問題もある」との市長答弁があった。東海堂「原発」30㎏圏自治体は事前了解権の協定を事業者と結び、島根原発においても、30㎏圏自治体が事前了解権に準

じた仕組みを構築した。事例があるにもかかわらず「求めて得られるのか」と答弁した理由は何か。

答 再稼働の事前了解権は、立地自治体と東電が締結している安全協定にも明記されていないので、まずは立地協定への明記が先と考える。また、30㎏圏の各自治体は事前了解権を求めることに実現性があるとは考えていない。

問 立地自治体は実質的に事前了解権を持っているので、協定に明記する動機は弱い。また、市民の安心・安全にかかわる事であるから、立地協定になくとも必要であれば市として求めなくてはならない。「市民の信頼を一から築く」と表明している東電が、30㎏圏人口の6割を占める県下第2の都市である長岡の要求を簡単に断るとの見込みなのか。

答 立地自治体は再稼働に際して事実上の事前了解権を行うが、協定には明記されていない。

東電は立地自治体との関係を重視しており、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、難しいと思われる。

問 大変心配になる答弁だが、時間がないうちに進む。

市長は事前了解権を求めない理由として「知事は、再稼働の是非を県民に信を問う方法として選挙があるとも言っているの、長岡市民はそこで意思を示すべし」とも答弁した。知事は信の問い方として、選挙、住民投票、県議会の同意という3つの選択肢を示しているが、選挙が行われる確証があるのか。

答 知事は、再稼働に対する県民の意思確認の方法を決めていないが、県議会の判断や住民投票を例示しつつ、知事選挙も一つの形と発言している。

問 選挙が行われる確証がない中で、「市民は選挙で意思を示しと答弁した意図は何か。

答 信を問うということである。中には選挙もあるということだ。

問 選挙が決まっていないう状況での「市民は選挙で意思を示す」との発言は、いかがなものか。

知事選になった場合、長岡では知事への反対票が多かつたが、全員では知事が当選することもあり得る。知事選や住民投票が行われたとしても、市民の意思が反映される確証はない。

答 選挙が行われた場合という仮定の質問には答えられない。知事が自治体の意向を取りまとめる際に、市の思いをしつかり届ける。

問 納得できる答弁でない。

(市長公約との整合性について)

問 「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」との公約は、「市民の不安が解消されない場合は再稼働を止める」との意味である、

議会の場で確認済みである。現在の市の考え方は、市長公約と不整合ではないか。

答 市の意思を実現するためには、知事が判断する前の自治体の意向取りまとめにおいて市の思いを届けなければならない。

問 市の思いを知事に届けるという公約ではない。

答 公約は、市の基本姿勢として市民の不安がある限り再稼働すべきでないというものであり、市の意思を実現する手段は、市の意思を知事の判断に反映



させることが実現性の観点から最適だ。

問 大変不安になる答弁だ。

(先進自治体から学ぶ点について)

問 島根原発の30㎏圏自治体である出雲・雲南・安来の3市は中国電力に事前了解権を求めており、私は出雲市と雲南市を視察してきました。出雲・雲南両市の議会は、再稼働賛成派も反対派も含めて事前了解権の獲得を支持しており、再稼働の是非と事前了解権の有無を区別して議論している。島根県が原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、知事は3市の考えをよく理解し、誠意を維持して対応するとの覚書を締結し、事前了解権に準じた仕組みも作られていた。出雲市も雲南市も、専門家による原子力安全顧問会議を設置している。また、公募市民、商工団体、医療関係者、福祉団体、学校関係者などによる市民参加の原



発環境安全対策協議会も設置して、市の原発政策にそれらの意見を反映している。長岡も西市に倣い、専門家会議や市民会議を設置すべきだ。

答 原発の仕組みや放射線の影響、地震などの高度な専門分野は国や県が担当すべきである。原発地域の実情はそれぞれで、新潟県の3つの検証委員会の取組は他地域では見られないほど厳しい検証である。市としては、国の追加検査や県の検証などを理解し、適切に判断する。

市民会議については、議会とも相談し、また議員の提案や他自治体の事例も参考にして、再稼働議論する材料がそろったタイミングで適切な方法を検討する。

3 2023年 3月議会

[相崎羽羽原案の 再稼働問題について]

(避難計画について)

問 放射性物質の放出が懸念される事態となった場合、5 ㎧圏住民は放出前に糸魚川市や村上市などに避難するが、30 ㎧圏住民は屋内退避で自宅等に留まる。屋内退避では一定の被曝が想定されることから、避難計画上は5 ㎧圏住民のほうに安全と言える。

5 ㎧圏住民を抱える相崎市と羽羽村は素直な事前了解権を有しているが、リスクの大きい住民を抱える長岡には事前了解権がなく、リスクと権限のバランスが取れていない。

答 被曝リスクの高い5 ㎧圏住民は即時避難を、30 ㎧圏住民は屋外での



長岡にも再稼働を止めることが出来る権限が必要です。

被曝リスクを低く抑えるために屋内退避を行うことが合理的な防護措置である。

問 5 ㎧圏住民よりも30 ㎧圏の住民のほうが被曝リスクを負う計画であると認識しているのか。

答 被曝リスクは、原発からの距離に応じて異なること認識している。

問 放射性物質の放出時には、5 ㎧圏住民よりも30 ㎧圏住民が原発に近い距離に留まっているのだから、リスクは30 ㎧圏住民のほうが大きいとの認識か。

答 屋内退避は30 ㎧圏住民の被曝リスクと移動

に伴うリスクの両面に対する有効かつ合理的な防護措置である。

問 答えになっていない。

5 ㎧圏住民が避難を開始した場合、多くの長岡市民が放出前にできるだけ遠方に避難したいと考える市民感情を理解しているのか。

答 市民の心配は理解できるが、行動については、まずは屋内退避を周知する。

問 時間が経過したもので、この件については改めて議論する。

(長岡市に事前了解権が 不要な理由について)

問 市は、再稼働に対する市の判断が反映される事前了解権を不必要とした。その理由を、立地協定への事前了解権の明記が先と答弁したが、市民にとって必要か不要かを最優先に考えるべきだ。なぜ立地協定への明記が先なのか。

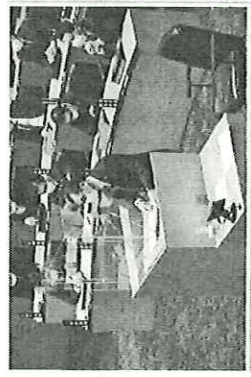
答 事前了解権はここに明文化されていない。また、市が単独で事前了解

権を得ることは現実的ではなく、少なくとも立地自治体の理解や30 ㎧圏自治体がまともななければ難しい。

問 立地協定に明記された後でしか長岡市が事前了解権を求められない理由について聞いている。

答 事業者は、まずは立地協定に明記され、その上でほかの都市との協定も考えると思う。事業者はもちろん、関係自治体の理解も不可欠である。

問 納得できる答弁ではないが、同じような観点からの質問が続くので、次に進む。



(東電の姿勢について)

問 昨年「立地自治体との関係を重視する東電が、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、なかなか難しいと思われる」との、東電に過度に気を遣うといった答弁があった。市が「東電は再稼働のハードルを上げない」と既に言っていることは問題だ。東電が示すべき姿勢は、再稼働のハードルを上げないことではなく、どんなハードルも迎えてみせろという強い意志ではないのか。

答 再稼働においては、国のエネルギー基本計画において、事業者自身が立地地域との信頼関係の構築に向けて立地自治体や関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされており、東電もこれに基づいた取組をしている。

問 事業者が関係者の理解と協力を得るならば、県庁第2の都市で30 ㎧

圏人口の6割を占める長岡が事前了解権を求めれば、東電は「再稼働のハードルが上がるので難しい」と言えないはずだ。

答 立地自治体の理解と協力が得られなければ進まないはずだ。

問 市は、東電が再稼働のハードルを上げないと考えているが、そのような東電では原発を運用する適格性がない。

答 原発での相次ぐトラブルは、事業者の安全文化と適格性を損なう重大問題であり、市民の信頼は到底得られない。

(立地自治体の 意向について)

問 「立地自治体の理解がなければ当市が事前了解権を持つことは難しい」との答弁があったが、立地自治体は事前了解権を自分選の特権と考えているのか。

答 他の自治体の考えは分からないため、答えられない。

問 事前了解権を質問すると、立地自治体の理解が必要と何度も答弁したのに、この期に及んで理解しているかわからないという答弁は承服しかねるので、引き続き議論を続けたい。

(主体的取り組みについて)

問 事前了解権について、「東電が受け入れないであろう」「立地自治体が理解を示さない」といった答弁が続いているが、市長が選挙で公約した以上、付戻すべきは市民であつて、東電や立地自治体ではない。市民を中心とした原発政策を考えるべきだ。

答 今後、市民の安全・安心を守るために、国・県・東電に徹底した安全対策を求める。

問 安全・安心のために事前了解権を求めるのであれば納得するのだが、その手前でいつも答弁が止まる。

市は「知事の判断に市の意見を反映することが実現

性の高い方法」と述べてきたが、知事による意向取りまとめ方法を早期に示すよう要請しても今年経った現在も示されず、実現性が高いのか疑問だ。東電との直接交渉が必要な時期になった。

答 市長と知事、本市と県の関係性から、信頼関係は十分であり、市の意見が知事の判断に反映されるよう努める。

問 再稼働の是非も含めて、知事が市の意向を重く受け止めるのが、大変不安だ。県に要請して待つだけではなく、他の方法を模索すべきだ。

答 これまでの方法が最善である。

市長が反対すれば、知事も反対するの？



4 2023年 6月議会

[相崎羽羽原案の 再稼働問題について]

(東電について) 市長発言について)

問 市は、国・県・事業者に対して必要なことはしっかりと求めると表明してきたが、事前了解権の議論になると「立地自治体の理解が必要」「立地協定にも定めがない」との答弁が続いている。先般の記者会見で、市長は「東電以外の発電体制や仕組みを考えたほうがよい」と発言し、今議会においては、環中立地解消のための相崎羽羽原案1〜5号機の陸地にも言及したが、これらは相崎市長が既に示している見解だ。立地自治体以上のことは求めない・発言しない方針なのか。

答 市長発言は、立地自治体云々ではなく、東電に対する市民の不信任の高まりを代弁したものだ。

問 立地自治体以上のことを求めない方針ではないと既に答弁したと解釈する。

(市長発言の 表現方法について)

問 東電以外の発電体制や屋外についての踏み込んだ発言は市民感情を踏まえたものと考えているが、事前了解権を持たず、求められない状況で、どのように実現するのか。

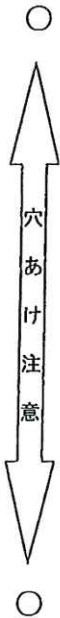


政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 30
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 7,050 円	精算年月日 2024.4.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



領収証 関 貴志 様 No.

★ ¥14,100-
但 郵送料(切手94円×150通)
2024年 2月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒940-0825

長岡市高畑町598-1

長岡高畑簡易郵便局

TEL 0258-35-5761

コクヨ ウケ46

7,050円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

【答】 発着事業者の問題を解決できるのは国しかない。国が不安解消に向けた取組を進めるよう、市町村による原子力安全対策研究会とともに働きかける。

【問】 市町村研究会の働きかけでは実現手段として弱い。実現する目途は立っているのか。

【答】 国には、地元理解を得るためにも事業者の運営、組織体制の改革などに前面に立って取組んで欲しい。市町村研究会などを通じて国に対策を求める。

【問】 目途に対する答弁はないが、時間が迫ってきたので次に進む。

【事前了解権について】

【問】 事前了解権を求めない理由として「立地自治体の理解や30圏自治体が共通認識でまとまらなければ、長岡が事前了解権を持つことは難しい」との答弁が繰り返している。

立地自治体は、事前了解権を長岡市や30圏まで広げることには理解を示してい



ないのか。

【答】 立地自治体の1つである県は、知事が立地以外の自治体の意向を取りまとめたと上で意思表示を行うと答弁している。他の立地自治体(柏崎市と刈羽村)には確認しておらず、承知していない。

【問】 県は、長岡や30圏自治体が事前了解権を獲得することに理解を示していない訳ではないと理解してよいか。

【答】 県は、事前了解権は駄目と言われたわけではない。県と市との間では、県が立地以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示

を行うという共通認識がある。

【問】 「立地自治体の理解が必要」との答弁は、立地自治体が反対しているような意味合いだったと感じるが、柏崎市と刈羽村の意向は分からず、県は反対していないことが分かった。

【30圏自治体のまとめりについて】

【問】 市として30圏自治体が事前了解権獲得でまとまる努力はしたのか。

【答】 30圏自治体とは、市町村研究会を通じて連携はできている。知事が意向を取りまとめることが各自自治体の共通認識である。

【問】 30圏の市町村長で、原発に踏み込んだ公約を掲げているのは長岡市長だけなのだから、市長が事前了解権獲得でまとめる努力をする必要がある。

【答】 県が今後示す自治体の意向取りまとめの仕組みの中で本市の意思を伝え、知事の判断に反映され

るよう努める。

【その他の質問 子育て支援について】



- ・日機那サコラシ酒本舗の主産改修事業について
・危険なバス停について
・自主防災会について
・緊急時の除雪体制について
・職員研修について



おしらせ
市政協議会
日時: 毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所: 神明公民館 (長岡市信濃2丁目)
内容: 自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。
発行/関たかし事務所
TEL.0258-32-0751 FAX

長岡市議会議員 関たかし 《活動報告》
せきたか通信 26号 (2023年夏)
持続可能な社会の実現 ~広げよう長岡から~
重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

無所属議員が増加

早いもので、本年5月より市議として7期目の任期が始まりました。今後とも公約実現に向けて努力致しますので、指導・鞭撻の程、よろしくお願い致します。

さて、選挙の際には無所属(政党無所属)として立候補しても、多くの議員は議会内におけるグループである会派(政党や派閥のよなグループ)に所属しますが、今回の選挙で、私のように会派に属さない会派無所属議員が4人から7人に増えました(本原篤執筆時)。会派無所属議員は多年にわたって複数人が存在しており、会派無所属という選択肢は完全に定着したようです。

非民主的な議会

長岡市議会では、議員の委員会所属や議員の執務室などの議会運営については会派の代表者で構成する各

会派代表者会議(各派代)で決定します。会派に属する議員は会派の代表を通して各派代の議論に関与できますが、会派無所属議員は関与できません。市議選において、有権者は会派ではなく候補者個人に投票することから、選ばれた個々の議員は平等に扱われなくてはなりません。町内会やPTAなどの組織では民主的な運営が行われ、重要な問題は全員が参加資格のある総会で決定します。また、状況によっては役員で判断することもあります。役員判断には一定の正当性があります。私は24年前から全議員が議会運営に関与できる仕組みづくり(いくつかの仕組みがあります)を求めています。いまだに実現していません。この間、私は会派所属議員の調整で余った委員会への所属となったり、窓や空調のない部屋で執務した時期もありました。

一人取り残さない社会が重視される時代ですから、長岡市議会も変わらなくてはなりません。議員一人ひとりを平等に扱えない議会は、市民一人ひとりと平等に向き合えないと考えます。これまでもお知らせしてきた通り、議会運営以外にも民主主義の観点から長岡市議会にはいくつかの大きな問題があります。故ジャニ二・喜多川氏による性加害が長年にわたって報道されなかったことについて、報道機関から「男性に対する性加害についての意識が著しく低かった」などのコメントが出されていますが、議会では後年に「民主主義についての意識が著しく低かった」という評価になると感じます。

一般質問要旨
1 2022年9月議会
【問】 福島原発事故後、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲が原発から半径約30kmに拡大され、市の大半が重点区域となり、避難計画の策定義務を負うこととなった。原発建設時には絶対安全と説明されていたが、実は危険地帯だったのである。30圏は原発から5km圏の即時避難区域(P.A.Z.以下5km圏)と、5~30km圏の避難準備区域(P.P.Z.以下30km圏)に区分され、福島事故に当てはめれば、5km圏住民は原発の爆発前に避難し、30km圏住民は爆発後に避難することになる。

積極的・主体的対応について

問 市は取りまとめ方法が示されるまで待つ姿勢であるが、積極的かつ主体的に、長岡が反応したら知事も反応という取り決めを知事に求めるべきだ。

答 いずれ、知事が意向を取りまとめ方法や時期を明らかにすると思われる。今後、市民や議会の意向を踏まえ、市として意思表示する時には知事にしっかりと訴える。

問 公約の達成に不安を感じてる。



【新型コロナウイルス感染症対策について】

(児童・生徒のマスク着用について)

問 国は、児童・生徒が屋外で人の距離が2メートル確保できない場合や、会話をほぼ行わない場合はマスク着用が必須などの指針を作成した。私は、小・中学生が理解し、実行することは難しいと心配したが、市教育委員会から、屋外であればマスクは取ってもよく、なおかつ教師が率先して実践するようこの通知が各学校に出された。大変な季節である。しかし、依然多くの児童・生徒が屋外でマスクを着用しているため徹底する必要がある。

答 登下校や運動を伴う活動場面など、マスクを外すことができる場面での指導の徹底について、全市立学校に通知した。これは、熱中症予防とともに、コロナ感染症が収束した後

にもマスクを外せない児童・生徒が出てくることを危惧した対応でもある。しかし、現場での不徹底が散見されるので、着用を希望する児童・生徒の意向を尊重しながらも、様々な機会を捉え、働きかけを継続して行うよう指導する。

(ワクチンについて)

問 ファイザーやモデルナのmRNAワクチンは従来とは仕組みが違い、人類史上初めて使用されるものであり、長期的安全性が検証されていないことから、正式ではなく緊急承認のワクチンである。ワクチンのメリットやデメリットを個人がしっかりと考え、接種を判断する必要がある。

ところが、ワクチン未接種者の感染率が高くなる統計処理が行われ、判断の基礎となる国の統計への信頼性が揺らいでいる。

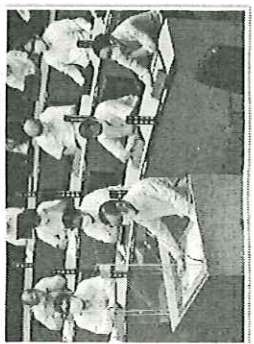
また、8月に愛知県知事が、死者・重症者数の定義などの見直しを国に要請し

た。事故や他の疾患が死因でも、コロナに感染している場合は死者数や重症者に計上しているが、愛知県によると、第7波において県内で感染が原因で死亡した人はおらず、重症者は、他の病気が原因で重症な状態となっている人がほとんどであるとのことだ。感染力は弱いが強毒な従来株から、感染力は強いが弱毒の株に変異したことで、第6波以降は死者数が現実と乖離する問題があるようだ。

さらにオミクロンBA.5ワクチンは、感染予防や発症予防効果は限定的と判断され、ワクチン効果の持続性も数か月とされるなど、第6波以降は状況が変わった。

最新情報を知ったうえで、市民からワクチン接種を判断していただきたい。分かりやすい情報を発信している自治体も参考に、状況を正確に把握して市民に発信すべきだ。

答 本人が納得した上で、ワクチン接種が基本



なので、効果などのメリットと副反応などのデメリットを比較できる情報提供が重要である。メリットとデメリットに関する評価は専門的なため、国が発信する情報に加え、学会などの専門家等が公表している情報も参考にしながら、市民への情報提供に取り組んできた。今後も、分かりやすい情報発信に努める。

国は審判に適合した原案は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元は範囲を示していない。

東京電力は、立地自治体(新潟県・相崎市・刈羽村)の事前了解を得た上で相崎刈羽原発の6、7号機を再稼働する方針であり、長岡市には了解を求めない。

知事は、再稼働の是非を判断して市民の信を問うと明言している。市民の信を問うとは、住民投票か知事選挙と考えられるが、最近では県議会の同意も賛決肢であるとの見解が示されている。また、知事の判断に当たっては、相崎市と刈羽村以外の県内市町村の意向を県が取りまとめるとしているが、長岡や30市自治体の意向が十分に反映されるのか、各市長の意向が分かれた場合に知事はどのように判断するのかわからない。

市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と公約した。不安が解消されるまで再稼働できない仕組みを構

築する義務があるが、市は再稼働を止める権限である。事前了解権を有していない、求めてもいない。

相崎刈羽原発には他の原発と異なる特殊性が2つある。1つは、7基もの原子炉が集中立地しており、リスクが高いこと。もう1つは、電力事業者である電電の適格性が問われていることだ。したがって、相崎刈羽原発の再稼働には他の原発よりも慎重な判断が求められる。

(優先避難について)

問 5市圏住民は放射性物質の放出前に避難し、30市圏住民は自宅を屋内避難する。この理由の1つが、5市圏住民の優先避難であることについて議論を続けてきた。市は「屋内避難は5市圏住民の優先避難のためではない」との考えだが、私が6月議会での国の避難計画の策定経緯や県の検証委員会での議点整理を斥して区議したところ、「内容を確認する」との答

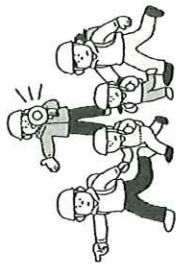
弁があった。確認した上で認識を問う。

答 国・県の資料を調査し、30市圏住民の屋内避難には、5市圏住民の避難を優先させる側面があると認識した。

問 5市圏住民の優先避難については、多くの専門家も指摘し、他の自治体でもその認識が示されているなかで、市が認識するまでに1年も要したのは残念だ。同じ認識を持てたので、今後、この認識に基づいた議論も行っていく。

(事前了解権について)

問 事前了解権は、再稼働する際には市の了解を得ることの条文が入った協定を、市と東電で締結することによって獲得する。6月議会でも「事前了解権を求めて得られるのか」という問題もあるので、「了解権を求めることは現実的ではない」との市長答弁があった。市長公約や「長岡は県庁第2の都市で、30市圏人口の6割を占めており、その市民の巨



や市の意思は大変重く」とも答弁してきたことから、事前了解権を求める必要がある。私が所属するUPZ協議研究会による意向調査では、30市圏住民の8割が事前了解権を必要と回答しているため、市長が求めなければ実現しないので、まず求める必要がある。

答 知事は再稼働に対する立地以外の自治体の事前了解については、県が取りまとめ、意思表示を行うと発言している。昨年5月には市長が自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを強く求め、知事から「要望は十分に理解した。取りまとめ方法は市町村と相談する」と回答があ

り、しっかりと受け止めてもらった。県が示す取りまとめ方法を協議した上で本市の意思をしっかりと示し、知事の判断に反映される仕組みが現実性、意思の表現性の観点から最適な方法である。

問 想定できる答弁ではないが、次の質問と関連するので、次に進む。

(知事との関係性について)

問 「市の考えはしっかりと知事に示す」もしくは「主張すべきはしっかりと主張する」との答弁が続いている。知事に押し、主張すれば良いのではなく、市の意向が反映される必要がある。

答 市長と知事の関係性や、本市と県の関係性から、意思疎通、信頼関係は十分築かれている。市の考えをしっかりと伝え、市の意向が反映されるよう努める。

問 反映することの重篤性が表明されたら受け止める。

真電は立地自治体との関係性を重視しており、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げることであり、難しいと思われる。

問 大変心配になる答弁だが、時間がないうちに進む。

市長は事前了解権を求めない理由として「知事は、再稼働の是非を県民に信を問う方法として選挙がある」とも言っている。長岡市民はそこで意思表示すればいい」とも答弁した。知事は信の問い方として、選挙、住民投票、県議会の同意という3つの選択肢を示しているが、選挙が行われる確証があるのか。

答 知事は、再稼働に対する県民の意思確認の方法を決めていないが、県議会の判断や住民投票を例示しつつ、知事選挙も一つの形と発言している。

問 選挙が行われる確証がない中で、「市民は選挙で意思表示」と答弁した意図は何か。

答 信を問うということ、その中には選挙もあるということだ。

問 選挙が決まっていないう状況での「市民は選挙で意思表示」との発言は、いかがなものか。

知事選になった場合、長岡では知事への反対票が多かつたが、全員では知事が当選することもあり得る。知事選や住民投票が行われたとしても、市民の意思が反映される保障はない。

答 選挙が行われた場合という仮定の質問には答えられない。知事が自治体の意向を取りまとめる際に、市の思いをしつかり届ける。

問 納得できる答弁でない。

市長公約との整合性について

問 「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」との公約は、「市民の不安が解消されない場合は再稼働を止める」との意味であるか、

議会の場で確認済みである。現在の市の考え方は、市長公約と不整合ではないか。

答 市の意思を実現するためには、知事が判断する前の自治体の意向取りまとめにおいて市の思いを届けなければならない。

問 市の思いを知事に届けるという公約ではない。

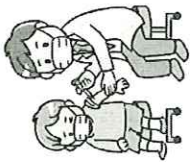
答 公約は、市の基本姿勢として市民の不安がある限り再稼働すべきでないというものであり、市の意思を実現する手段は、市の意思を知事の判断に反映



小児接種の努力義務について

問 5歳から1歳のワクチン接種が努力義務となったが、子どもについては慎重な判断を求める世論も強く、子どもへの接種券を一律に送付しない（希望者へ送付する）自治体も数十に上っている。保護者が希望した場合は速やかな接種が必要だが、接種圧力にならない配慮が必要だ。

答 小児への接種は、自ら接種の判断をすることが難しいため、大人以上に慎重な対応が必要である。本人や保護者が圧力を感じないように、様々な手段を用いて周知する。



長岡は原発の地元です。長岡市民は、原発事故が起きてからもすぐには避難できません、屋内退避（自待機）です。



2022年12月議会

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

避難計画と事前了解権の関連について

問 原発事故時には、より早く、より安全な地域に避難したいと誰もが考えるが、5県国住民の優先

避難に協力して屋内退避する長岡市民も納得した上で再稼働する必要がある。

答 被曝リスクの高い5県国は重篤な影響を回避、最小化するため即時避難を行う。30県国は、放射性アルファによる内部被曝などの屋外での被曝リスクを低く抑えるため屋内退避を行う。

問 市民の納得が必要であることへの見解を求めている。

答 市民の納得ということであるが、屋内退避は5県国住民の避難を優先する側面を有しているけれども、国の指針による合理的な防護措置であり、市民の生命・身体や財産を原子力災害から保護することを理解いただきたい。

問 5県国住民に配慮しなければ、30県国住民（同時に）避難したほうが、より早く速方に速するので被曝リスクは低くなる。長岡市民の納得なしに再稼働して事故が起きた場合、早

く避難したい気持ちを抑えて屋内退避して頂くのは難しい。「長岡市民も再稼働に賛成したのだから、避難計画に従おう」という動機付けがなければ県全体の避難計画が機能しないのではないかと。

答 屋内退避は30県国住民の被曝リスクに対する合理的な行動であることへの理解が進むよう努める。

問 5県国住民の優先避難への協力との共通認識は持たせたが、その先は認識が違うので改めて議論する。

事前了解権に関する市長答弁について

問 6月議会で「事前了解権の要・不要について、事前了解権を求めることが現実的なのか、それは求めて得られるのか」という問題もある」との市長答弁があった。東海豪「原発の30県国自治体は事前了解権の協定を事業者と結び、島根原発においても、30県国自治体が事前了解権に準

じた仕組みを構築した。事例があるにもかかわらず求めて得られるのか」と答弁した理由は何か。

答 再稼働の事前了解権は、立地自治体と真電が締結している安全協定にも明記されていないので、まずは立地協定への明記が先と考える。また、30県国の各自治体は事前了解権を求めることに実現性があるとは考えていない。

問 立地自治体は事実的に事前了解権を持っているので、協定に明記する動機は弱い。また、市民の安心・安全にかかわる事であるから、立地協定になくとも必要であれば市として求めなくてはならない。「県民の信頼を一から築く」と表明している真電が、30県国人口の6割を占める県下第2の都市である長岡の要求を簡単に断ることの是非をどうか。

答 立地自治体は再稼働に際して事実上の事前了解権を行うが、協定には明記されていない。



築環境安全対策協議会も設置して、市の原発政策にそれらの意見を反映している。長岡も長岡市に似、専門家会議や市民会議を設置すべきだ。

答 原発の仕組みや放射線の影響、地震などの高度な専門分野は国や県が担当すべきである。原発地域の実情はそれぞれで、新潟県の3つの検証委員会の取組は他地域では見られないほど厳しい検証である。市としては、国の追加検査や県の検証などを理解し、適切に判断する。

市民会議については、議会とも相談し、また議員の提案や他自治体の事例も参考に、再稼働議論する材料がそろったタイミングで適切な方法を検討する。

させることが実現性の観点から最適だ。

問 大変不安になる答弁だ。

先進自治体から学ぶ点について

問 島根原発の30県国自治体である出雲・雲南・安芸の3市は中国電力に事前了解権を求めており、私は出雲市と雲南市を視察してきた。出雲・雲南両市の議会は、再稼働賛成派も反対派も含めて事前了解権の獲得を支持しており、再稼働の是非と事前了解権の有無を区別して議論している。島根県が原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、知事は3市の考えをよく理解し、誠意を持って対応するとの覚書を締結し、事前了解権に準じた仕組みも作られていた。出雲市も雲南市も、専門家による原子力安全顧問会議を設置している。また、公募市民、商工団体、医療関係者、福祉団体、学校関係者などによる市民参加の原

3 2023年 3月議会

〔相崎羽羽原案の再稼働問題について〕

〔避難計画について〕

放射線物質の放出が懸念される事態となった場合、5 ㎞圏住民は放出前に糸魚川市や村上市などに避難するが、30 ㎞圏住民は屋内退避で自宅等に留まる。屋内退避では一定の被曝が想定されることから、避難計画上は5 ㎞圏住民のほうを安全と言える。

5 ㎞圏住民を抱える相崎市と羽羽村は事実上の事前了解権を有しているが、リスクの大きい住民を抱える長岡には事前了解権がなく、リスクと権限のバランスが取れていない。

被曝リスクの高い5 ㎞圏住民は即時避難を、30 ㎞圏住民は屋外での



長岡にも再稼働を止めることができない権限が必要です。

被曝リスクを低く抑えるために屋内退避を行うことが合理的な防護措置である。

5 ㎞圏住民よりも30 ㎞圏の住民のほうに被曝リスクを負う計画であると認識しているのか。

被曝リスクは、原発からの距離に応じて異なることを認識している。

放射線物質の放出時には、5 ㎞圏住民よりも30 ㎞圏住民が原発に近い距離に留まっているのだから、リスクは30 ㎞圏住民のほうに大きいとの認識か。

屋内退避は30 ㎞圏住民の被曝リスクと移動

に伴うリスクの両面に対する有効かつ合理的な防護措置である。

答えになっていない。

5 ㎞圏住民が避難を開始した場合、多くの長岡市民が放出前にできるだけ遠方に避難したいと考える市民感情を理解しているのか。

市民の心配は理解できるが、行動については、まずは屋内退避を周知する。

時間が経過したので、この件については改めて議論する。

〔長岡市に事前了解権が不要な理由について〕

市は、再稼働に対する市の判断が反映される事前了解権を不要とした。その理由を、立地協定への事前了解権の明記が先と答弁したが、市民にとって必要か不要かを最優先に考えるべきだ。なぜ立地協定の明記が先なのか。

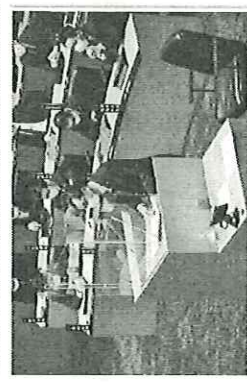
事前了解権はどこにも明文化されていない。また、市が単独で事前了解

権を得ることは現実的ではなく、少なくとも立地自治体の理解や30 ㎞圏自治体がまともなければ難しい。

立地協定に明記された後でしか長岡市が事前了解権を求められない理由について聞いている。

事業者は、まずは立地協定に明記され、その上でほかの都市との協定も考えると思う。事業者はもちろん、関係自治体の理解も不可欠である。

納得できる答弁ではないが、同じような観点からの質問が続くので、次に進む。



〔東電の姿勢について〕

昨年「立地自治体との関係を重視する東電が、立地以外の自治体に事前了解権を与えることは再稼働のハードルを上げる」とであり、なかなか難しいと思われる」との、東電に過度に気を遣うしつつある答弁があった。市が「東電は再稼働のハードルを上げない」と既に考えていることは問題だ。東電が示すべき姿勢は、再稼働のハードルを上げないことではなく、どんなハードルも迎えてみよという強い意志ではないのか。

再稼働においては、国のエネルギー基本計画において、事業者自らが立地地域との信頼関係の構築に向けて立地自治体や関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされており、東電もこれに基づいた取組をしている。

事業者が関係者の理解と協力を得るならば、県第2の都市で30 ㎞

圏人口の6割を占める長岡が事前了解権を求めれば、東電は「再稼働のハードルが上がるので難しい」と言えないはずだ。

立地自治体の理解と協力が得られなければ進まないはずだ。

市は、東電が再稼働のハードルを上げないと考えているが、そのような東電では原発を運用する適格性がない。

原発での相次ぐトラブルは、事業者の安全文化と適格性を損なう重大問題であり、市民の信頼は到底得られない。

〔立地自治体の意向について〕

「立地自治体の理解がなければ当市が事前了解権を持つことは難しい」との答弁があったが、立地自治体は事前了解権を自分選の特権と考えているのか。

他の自治体の考えは分からないため、答えられない。

事前了解権を質問すると、立地自治体の理解が必要と何度も答弁したのに、この期に及んで理解しているかわからないという答弁は承服しきれないので、引き続き議論を続けたい。

〔主体的取り組みについて〕

事前了解権について、「東電が受け入れないであろう」「立地自治体が理解を示さない」といった答弁が続いているが、市長が選挙で公約した以上、付随すべきは市民であって、東電や立地自治体ではない。市民を中心とした原発政策を考えるべきだ。

今後が市民の安全・安心を守るために、国・県・東電に徹底した安全対策を求める。

安全・安心のために事前了解権を求めるのであれば納得するのだが、その手前でいつも答弁が止まる。

市は「知事の判断に市の意思を反映することが実現

性の高い方法」と述べてきたが、知事による意向取りまとめ方法を早期に示すよう要請しても今年経った現在も示されず、実現性が高いのか疑問だ。東電との直接交渉が必要な時期になった。

市長と知事、本市と県の関係性から、信頼関係は十分であり、市の意思が知事の判断に反映されるよう努める。

再稼働の是非も含めて、知事が市の意向を重く受け止めるのか、大変不安だ。県に要請して待つだけではなく、他の方法を模索すべきだ。

これまでの方法が最善である。

市長が反対すれば、知事も反対するの？



4 2023年 6月議会

〔相崎羽羽原案の再稼働問題について〕

〔東電について〕

市長発言について

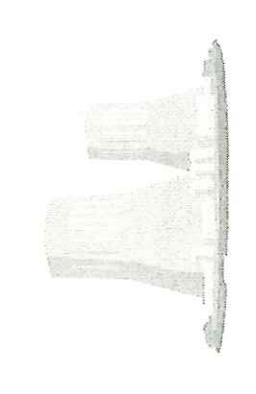
市は、国・県・事業者に対して必要なことはしっかりと求めると表明してきたが、事前了解権の議論になると「立地自治体の理解が必要」「立地協定にも定めがない」との答弁が続いている。先般の記者会見で、市長は「東電以外の発電体制や仕組みを考えたほうがよい」と発言し、今議会においては、県中立地解消のための相崎羽羽原案1〜5号機の陸地にも言及したが、これらは相崎市長が既に示している見解だ。立地自治体以上のことは求めない、発言しない方針なのか。

市長発言は、立地自治体云々ではなく、東電に対する市民の不信感の高まりを代弁したものだ。

立地自治体以上のことを求めない方針ではないと既に答弁したと解釈する。

〔市長発言の裏面方法について〕

東電以外の発電体制や陸地についての踏み込んだ発言は市民感情を踏まえたものと考えているが、事前了解権を持たず、求められない状況で、どのように実現するのか。



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 31
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2024.4.5		

領 収 書

2023年 9月 18日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

500円(1/2)を支出

穴あけ注意

領 収 書

2023年 10月 22日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

500円(1/2)を支出

*

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 32
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2024.4.5		

領 収 書

R5年11月19日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長



500円(1/2)を支出

○
↑
穴あけ注意
↓
○

領 収 書

R5年12月17日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長



500円(1/2)を支出

※

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 33
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2024・4・5		

領収書等貼付欄

領 収 書

2024年 1月21日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長



500円(1/2)を支出

領 収 書

2024年 2月18日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長



※ 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 34
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ホームページ管理費等	政務活動費充当金額 5,567 円	精算年月日 2024・4・5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの。





領 収 証		NO. 51075
関 貴 志 様		2024 年 3 月 26 日
金 額	¥11,134★	
但し、2023年度HP維持、PC活用支援費用(2023年5月~2024年3月分)		
上記の通り正に領収いたしました。		
収 入 印 紙	オフィスいしまる 〒940-0041 新潟県長岡市学校町1-10-15メゾン菊水5号室 登録番号 T7810690960561 TEL 0258-39-7821 FAX 0258-39-7861	発 行 者

5,567円(1/2)を支出

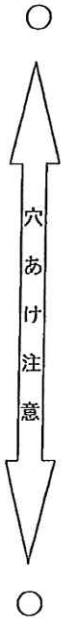
※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 41
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 円	精算年月日 2024 . 4 . 10		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



領 収 書


2024 年 4 月 17 日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長



500円 (1/2) を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。